

士幌町地域防災計画

平成30年8月

士幌町

【 目 次 】

第1章 総 則

第1節	目的	1
第2節	計画の構成	1
第3節	計画推進に当たっての基本となる事項	1
第4節	用語	1
第5節	計画の修正要領	2
第6節	防災機関等の処理すべき事務又は業務の大綱	2
第7節	町民及び事務所の基本的責務	6
1	町民の責務	6
2	事業者の責務	6

第2章 士幌町の概況

第1節	自然条件	8
第2節	災害の概要	8

第3章 防災組織

第1節	組織計画	9
1	町防災会議	9
2	町対策本部	10
3	標識	18
第2節	非常配備体制	18
1	非常配備基準と体制	18
2	配備体制確立の報告	19
3	非常配備体制の解除	19
4	職員の動員計画	19
第3節	住民組織の協力	22
1	協力要請事項	22
2	協力要請先	22

第4章 災害予防計画

第1節	防災思想・知識の普及・啓発及び防災教育の推進に関する計画	23
1	実施責任者	23
2	配慮すべき事項	23
3	普及・啓発及び教育の方法	23
4	普及・啓発及び教育を要する事項	23
5	学校教育関係機関における防災思想・知識の普及・啓発及び教育の推進	24
6	普及・啓発の時期	24
第2節	自主防災組織の育成等に関する計画	24
1	組織の規模	25
2	組織編成	25
3	組織の活動	26
4	防災資機材等の整備	27
第3節	防災訓練計画	27
1	訓練実施機関	27

2	訓練の種別 -----	27
3	町及び町防災会議が実施する訓練 -----	27
4	相互応援協定に基づく訓練 -----	27
5	民間団体等との連携 -----	27
6	複合災害に対応した訓練の実施 -----	27
第4節	避難行動要支援者対策計画 -----	27
1	避難行動要支援者に対する対策 -----	28
2	避難行動要支援者名簿の作成 -----	28
3	名簿情報の提供先と支援体制 -----	28
4	名簿情報の提供に際しての漏えい防止のための措置 -----	28
5	避難支援等関係者の安全確保 -----	29
6	妊産婦、乳幼児対策 -----	29
7	高齢者、障がい者対策 -----	29
8	外国人に対する対策 -----	29
9	救助活動 -----	29
第5節	食料等の調達・確保及び防災資機材等の整備 -----	30
1	食料等の確保 -----	30
2	防災資機材の整備 -----	30
3	備蓄倉庫等の整備 -----	30
4	道の駅ピア21しほろにおける防災資機材の整備 -----	30
第6節	避難体制整備計画 -----	30
1	指定緊急避難場所及び指定避難所の確保 -----	30
2	避難場所の標識の設置 -----	31
3	避難場所、避難所の町民への周知 -----	31
4	避難計画等の策定 -----	32
5	被災者の把握 -----	33
6	防災上重要な施設の管理等 -----	33
第7節	相互応援体制整備計画 -----	33
1	基本的な考え方 -----	33
2	相互応援体制の整備 -----	33
第8節	情報収集・伝達体制整備計画 -----	34
1	防災会議構成機関 -----	34
2	町及び防災関係機関 -----	34
第9節	建築物災害予防計画 -----	34
1	建築物防災の現状 -----	34
2	予防対策 -----	34
3	公共建築物の災害予防 -----	35
4	がけ地に近接する建築物の防災対策 -----	35
第10節	消防計画 -----	35
1	組織計画 -----	35
2	消防力整備計画 -----	35
3	調査計画 -----	36
4	火災予防 -----	36
5	警報発令伝達 -----	37
6	火災警防 -----	37

7	応援協力	38
8	教育訓練	38
第11節	水害予防計画	38
1	現況	38
2	予防対策	39
3	水防計画	39
第12節	風害予防計画	39
1	予防対策	40
第13節	雪害対策計画	40
1	実施責任者	40
2	公共施設等の機能確保	41
3	排雪	41
4	除排雪機械配置状況	41
第14節	融雪災害対策計画	41
1	気象状況の把握	41
2	重要水防区域の警戒	41
3	河道内の障害物の除去	41
4	排水溝、雨水桝の点検	42
5	低地帯の排水処理	42
6	道路の除雪	42
7	水防資機材の整備点検	42
第15節	土砂災害の予防計画	42
1	現況	42
2	予防対策	44
3	形態別予防計画	44
第16節	積雪・寒冷対策計画	45
1	積雪対策の推進	45
2	交通の確保	45
3	雪に強いまちづくりの推進	45
4	寒冷対策の推進	46
第17節	複合災害に関する計画	46
1	予防対策	46
第18節	業務継続計画の策定	46
1	業務継続計画（BCP）の概要	46
2	業務継続計画（BCP）の策定	47
3	庁舎等の災害対策本部機能等の確保	47

第5章 災害応急対策計画

第1節	災害情報収集・伝達計画	48
1	通信手段	48
2	専用通信施設等の利用	48
3	平時の情報伝達体制の整備	48
4	通信系統	49
5	通信途絶時の連絡方法	49
6	消防庁への被害状況報告	50

7	通信手段の確保等	50
8	予報（注意報を含む。）、警報、情報等の収集伝達計画	50
9	災害情報等の報告収集及び伝達計画	56
第2節	災害通信計画	61
1	通信手段の確保等	61
2	電話及び電報の優先利用並びに通信途絶時における措置等	62
第3節	災害広報・情報提供計画	63
1	実施責任者	63
2	災害情報等の収集要領	63
3	被害情報等の発表の方法	63
4	被災者相談所の開設	64
5	安否情報の提供	64
第4節	避難対策計画	65
1	避難実施責任者及び措置内容	65
2	避難措置における連絡及び協力等	66
3	避難の勧告、指示及び避難準備情報の基準	66
4	避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告及び避難指示（緊急）の伝達方法	67
5	指示伝達事項	70
6	避難の方法	70
7	避難路・避難経路の安全確保	70
8	被災者の生活環境の整備	70
9	避難所の開設	71
10	避難行動要支援者の避難行動支援	72
11	道に対する報告	73
12	関係機関への連絡	73
13	収容避難所の開設及び被災者救出状況の記録	73
14	広域一時滞在	73
第5節	応急措置実施計画	74
1	応急措置の実施責任者	74
2	従事命令等の実施	74
3	町の実施する応急措置	74
4	災害救助法適用の場合	77
第6節	自衛隊の災害派遣要請計画	78
1	災害派遣要請の基準	78
2	災害派遣要請の要領等	78
3	災害派遣部隊の受入体制	78
4	派遣活動	79
5	派遣要請を待ついとまがない場合の自衛隊の災害派遣	79
6	災害派遣時の権限	80
7	経費負担等	80
8	派遣部隊の撤収依頼	80
第7節	広域応援・受援計画	80
1	応援要請	80
2	応援の種類	82
第8節	ヘリコプター活用計画	82

1	基本方針 -----	8 2
2	ヘリコプター等の活動内容 -----	8 2
3	ヘリコプター保有機関の活動等 -----	8 2
4	町の対応等 -----	8 2
第9節	救助救出計画 -----	8 3
1	実施責任者 -----	8 3
2	救助救出を必要とする場合 -----	8 4
3	救助救出活動 -----	8 4
第10節	医療救護計画 -----	8 4
1	実施責任者 -----	8 4
2	医療及び助産の対象者並びにその把握 -----	8 4
3	応急救護所の設置 -----	8 5
4	医師会等に対する出動要請 -----	8 5
5	救護班の編成 -----	8 5
6	医薬品等の確保 -----	8 5
7	患者の移送 -----	8 5
8	関係機関の応援 -----	8 5
9	費用の限度及び期間 -----	8 5
10	医療班の活動状況等の記録 -----	8 5
第11節	防疫計画 -----	8 6
1	実施責任者 -----	8 6
2	防疫班の編成等 -----	8 6
3	防疫の処理 -----	8 6
4	防疫の種別及び方法 -----	8 6
5	防疫資機材の調達 -----	8 7
6	家畜・畜産等の防疫 -----	8 7
第12節	災害警備計画 -----	8 7
1	災害に対する警察の任務 -----	8 7
2	災害時における警備体制の確立 -----	8 7
3	警備体制の解除 -----	8 8
4	災害警備 -----	8 8
第13節	交通応急対策計画 -----	9 0
1	交通応急対策の実施 -----	9 0
2	道路の交通規制 -----	9 1
3	緊急輸送のための交通規制 -----	9 1
4	緊急輸送道路ネットワーク計画 -----	9 3
第14節	輸送計画 -----	9 4
1	実施責任者 -----	9 4
2	輸送の方法 -----	9 4
3	輸送の範囲 -----	9 4
4	費用の限度及び期間 -----	9 4
5	緊急輸送業務に従事する車輛の表示 -----	9 4
6	輸送状況の記録 -----	9 4
第15節	食料供給計画 -----	9 5
1	実施責任者 -----	9 5

2	応急供給の対象者	9 5
3	応急供給品目	9 5
4	食料の供給	9 5
5	米飯の炊き出し	9 5
6	食料の輸送計画	9 5
7	食料の配付	9 5
8	備蓄・調達	9 5
9	費用の限度及び期間	9 5
10	炊き出し給与状況の記録	9 5
第16節	給水計画	9 6
1	実施責任者	9 6
2	給水対象者	9 6
3	給水の方法	9 7
4	町民への周知	9 7
5	給水施設の応急復旧	9 7
6	救急応援の要請	9 7
7	費用の限度及び期間	9 7
8	給水の記録	9 7
第17節	衣料・生活必需品等物資供給計画	9 7
1	実施責任者	9 7
2	対象者	9 7
3	調達の方法	9 8
4	給与又は貸与の方法	9 8
5	義援金品の取扱い	9 8
6	費用の限度及び給（貸）与機関	9 8
7	物資の給与状況の記録	9 8
第18節	石油類燃料供給計画	9 8
1	実施責任者	9 8
2	石油類燃料の確保	9 9
第19節	電力施設災害応急計画	9 9
第20節	ガス施設災害応急計画	1 0 0
第21節	上下水道施設災害応急計画	1 0 1
1	上水道施設	1 0 2
2	下水道施設	1 0 2
第22節	応急土木対策計画	1 0 3
1	災害の原因及び被害種別	1 0 3
2	応急土木復旧対策	1 0 3
第23節	被災宅地安全対策計画	1 0 4
1	危険度判定の実施の決定	1 0 4
2	危険度判定の支援	1 0 4
3	判定士の業務	1 0 4
4	危険度判定実施本部の業務	1 0 4
5	事前準備	1 0 4
第24節	応急仮設住宅及び住宅応急修理計画	1 0 5
1	実施責任者	1 0 5

2	公営住宅等の斡旋	1 0 5
3	応急仮設住宅	1 0 5
4	住宅の応急修理	1 0 6
5	費用の限度及び期間	1 0 6
6	応急仮設住宅及び期間	1 0 6
7	資材の斡旋、調達	1 0 6
8	住宅の応急復旧活動	1 0 6
第25節	障害物除去計画	1 0 6
1	実施責任者	1 0 6
2	障害物の除去の対象	1 0 6
3	障害物の除去の方法	1 0 7
4	障害物の集積場所等	1 0 7
第26節	文教対策計画	1 0 7
1	実施責任者	1 0 7
2	被害状況等の把握	1 0 7
3	応急教育対策	1 0 7
4	費用の限度及び期間	1 0 9
5	学用品の給与状況記録	1 0 9
6	文化財保全対策	1 0 9
第27節	行方不明者の捜索及び遺体の処理並びに埋葬計画	1 0 9
1	実施責任者	1 0 9
2	実施方法	1 0 9
3	費用の限度及び期間	1 1 1
4	行方不明者の捜索等の記録	1 1 1
第28節	家庭動物対策計画	1 1 1
1	実施責任	1 1 1
2	家庭動物の取扱い	1 1 1
第29節	応急飼料計画	1 1 1
1	応急飼料の確保	1 1 1
2	家畜用水の確保	1 1 2
第30節	廃棄物等処理計画	1 1 2
1	実施責任者	1 1 2
2	清掃班の編成	1 1 2
3	応急措置	1 1 2
4	ごみの収集処理の方法	1 1 2
5	し尿の収集処理の方法	1 1 3
6	死亡獣畜の処理方法	1 1 3
第31節	災害ボランティアとの連携計画	1 1 3
1	行政とボランティアの役割	1 1 3
2	受入窓口	1 1 3
第32節	労務供給計画	1 1 3
1	実施責任者	1 1 3
2	動員の順序	1 1 4
3	労務要員の配分方法	1 1 4
4	労務者雇用の範囲	1 1 4

5	職業安定所長への要請	1 1 4
6	費用の限度及び期間	1 1 4
7	労務者雇用の記録	1 1 4
第33節	職員応援派遣計画	1 1 5
1	要請権者	1 1 5
2	要請手続等	1 1 5
3	派遣職員の身分取扱	1 1 5
第34節	災害救助法の適用と実施	1 1 5
1	実施体制	1 1 5
2	救助法の適用基準	1 1 6
3	救助法の適用手続	1 1 6
第35節	災害応急金融計画	1 1 7
1	応急金融対策	1 1 7
第36節	災害義援金募集（配分）計画	1 1 7
1	義援金の受付（配分）	1 1 7

第6章 地震災害対策計画

第1節	地震の想定	1 1 8
1	地震発生時の情報の収集・伝達	1 1 8
第2節	地震災害予防計画	1 1 8
1	地震防災上必要な教育及び広報に関する計画	1 1 8
2	自主防災組織の育成に関する計画	1 1 9
3	地震防災訓練計画	1 2 0
4	火災予防計画	1 2 0
5	危険物等災害予防計画	1 2 1
6	地すべり、急傾斜地の崩壊（がけ崩れ）等予防計画	1 2 2
7	避難計画	1 2 2
8	食料等の調達・確保及び防災資機材等の整備	1 2 3
9	建築物等災害予防計画	1 2 4
第3節	地震災害対策計画	1 2 4
1	組織及び活動	1 2 4
2	被害状況活動調査	1 2 5
3	通信連絡体制	1 2 6
4	広報公聴活動	1 2 7
5	消防対策	1 2 8
6	避難対策	1 3 1
7	救出対策	1 3 2
8	医療救護対策	1 3 2
9	給水対策	1 3 2
10	二次災害防止対策	1 3 3
11	自発的支援の受入	1 3 3
12	生活関連施設対策計画	1 3 3
13	その他の対策	1 3 4
第4節	日本海溝・千島海溝地震対策推進	1 3 4
1	総則	1 3 4

2	町対策本部等の設置等	1 3 5
3	地震発生時の応急対策等	1 3 5
4	地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画	1 3 8
5	防災訓練の実施	1 3 9
6	地震防災上必要な教育及び広報に関する計画	1 3 9
7	地域防災力の向上に関する計画	1 4 0
8	その他の対策	1 4 0
第5節	救急医療対策計画	1 4 0
1	救急医療の対象と範囲	1 4 0
2	救急医療に関する組織	1 4 1
3	関係機関の業務の大綱	1 4 1
4	集団救急医療体制	1 4 1
5	応援要請	1 4 2
6	救急医療活動報告書の提出	1 4 2
7	経費の負担及び損害補償	1 4 2

第7章 事故災害対策計画

第1節	道路災害対策計画	1 4 4
1	災害予防	1 4 4
2	災害応急対策	1 4 4
3	道路通行車両等に対する対応	1 4 6
第2節	航空災害対策計画	1 4 8
1	災害予防	1 4 8
2	災害応急対策	1 4 9
第3節	危険物等災害対策計画	1 5 1
1	危険物の定義	1 5 1
2	災害予防	1 5 1
3	災害応急対策	1 5 3
第4節	大規模な火事災害対策計画	1 5 5
1	災害予防	1 5 6
2	災害応急対策	1 5 6
第5節	林野火災対策計画	1 5 8
1	予防対策	1 5 8
2	応急対策	1 6 1

第8章 災害復旧計画・被災者援護計画

第1節	災害復旧計画	
1	実施責任者	1 6 4
2	復旧工事の実施	1 6 4
3	復旧事業計画の概要	1 6 4
4	災害復旧予算措置	1 6 5
5	激甚災害	1 6 5
第2節	被災者援護計画	
1	罹災証明書の交付	1 6 5
2	被災者台帳の作成	1 6 5

3 台帳情報の利用及び提供 ----- 1 6 5

資料編 目次は資料編に掲載

第1章 総 則

第1節 目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定（市町村地域防災計画の作成）に基づき、士幌町防災会議が作成する計画で、士幌町の地域に係わる災害に関し、災害予防、災害応急対策及び災害復旧等の災害対策業務を計画的且つ迅速的確な実施を図り、関係機関がその機能のすべてをあげて町民の生命、身体及び財産を災害から保護するための具体的事項を定め、本町防災の万全を期することを目的とする。

第2節 計画の構成

士幌町地域防災計画は、次の各編からなる。

- 1 本編
- 2 資料編

第3節 計画推進に当たっての基本となる事項

- 1 災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化する「減災」の考え方を防災の基本方針とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、さまざまな対策を組み合わせることで災害に備えなければならない。
- 2 防災対策においては、自助（住民が自らの安全を自らで守ることをいう。）、共助（住民等が地域においてお互いに助け合うことをいう。）及び公助（道、町及び防災関係機関が実施する対策をいう。）のそれぞれが効果的に推進されるよう、住民等並びに道、町及び防災関係機関の適切な役割分担による協働により着実に実施されなければならない。
- 3 災害発生時は住民自らが主体的に判断し、行動できることが必要であることから、防災思想・知識の普及・啓発及び防災教育の推進により、防災意識の向上を図らなければならない。
- 4 地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施により地域の防災力向上を図るため、防災に関する政策・方針決定過程等における女性や高齢者、障がい者などの参画を拡大し、男女共同参画その他の多様な視点を取り入れた防災体制の確立を図る必要がある。

第4節 用語

この計画において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- | | |
|--------------|--|
| (1) 基本法 | 災害対策基本法（昭和36年法律第223号） |
| (2) 救助法 | 災害救助法（昭和22年法律第118号） |
| (3) 水防法 | 水防法（昭和22年法律第193号） |
| (4) 町防災会議 | 士幌町防災会議 |
| (5) 町対策本部 | 士幌町災害対策本部 |
| (6) 本部(長)(員) | 士幌町災害対策本部（長）（員） |
| (7) 町計画 | 士幌町地域防災計画 |
| (8) 道計画 | 北海道地域防災計画 |
| (9) 防災関係機関 | 士幌町防災会議条例（昭和37年士幌町条例第19号）第3条に定める委員の属する機関 |
| (10) 災害 | 基本法第2条第1号に定める災害 |

第5節 計画の修正要領

町防災会議は、基本法第42条に定めるところにより随時計画内容に検討を加え、おおむね次に掲げる事項について必要があると認めるときは、修正の基本方針を定めてこれを修正するものとする。したがって、防災関係機関は、自己の所掌する事項について検討し、計画修正等がある場合は、町防災会議（事務局：総務企画課）に申し出ることとする。

- 1 計画内容に重大な錯誤があるとき
- 2 社会、経済の発展に伴い計画が社会生活の実態と著しく乖離したとき
- 3 防災関係機関が行う防災上の施策によって計画の変更（削除）を必要とするとき
- 4 新たな計画を必要とするとき
- 5 防災基本計画の修正が行われたとき
- 6 その他町防災会議会長が必要と認めたとき

前各号に掲げる事項については、計画の部分的な修正についても同様とする。

第6節 防災機関等の処理すべき事務又は業務の大綱

士幌町防災会議の構成機関及び公共的団体、その他防災上重要な施設の管理者等の防災上処理すべき事務又は業務は次のとおりである。なお、事務又は業務を実施するにあたり、防災関係機関の間、町民等の間、町民等と行政の間で防災情報が共有できるように必要な措置を講ずるものとする。

機 関 名	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
1 士 幌 町	
町 長 部 局	(1) 士幌町防災会議に関すること。 (2) 士幌町災害対策本部の設置及び組織の運営に関すること。 (3) 災害時における給水、防疫、食料供給等の応急対策に関すること。 (4) 町の所掌に係る災害予防、災害応急対策及び災害復旧に関すること。 (5) 防災訓練の実施、防災知識の普及及び教育並びに過去の災害から得られた教訓を伝承する活動を支援すること。 (6) 防災に関する組織の整備及び資材の備蓄に関すること。 (7) 自衛隊の災害派遣（撤収）要請の要求に関すること。
士幌町教育委員会	(1) 災害時における被災児童、生徒の救護に関すること。 (2) 応急教育の実施に関すること。 (3) 文教施設及び文化財の保全並びに被害調査に関すること。
2 消 防 機 関	
とかち広域消防事務組合 (士幌消防署、消防団)	(1) 災害時における人命救助、財産保全に関すること。 (2) 消防及び水防等の被害拡大防止、災害の鎮圧等に関すること。 (3) 災害時における町民の避難誘導に関すること。 (4) 町長の要請に基づき、町の実施する予防、災害対策の支援、協力に関すること。
3 指定地方行政機関 (指定行政機関の地方支分部局、その他国の地方行政機関で内閣総理大臣が指定するもの)	
北海道開発局 帯広開発建設部	(1) 災害に関する情報の伝達、収集に関すること。 (2) 被害の拡大及び二次災害防止のための緊急対応の実施による町への支援に関すること。 (3) 緊急災害対策派遣隊(TEC-FORCE)の派遣に関すること。

		(4) 災害対策用機材等の地域への支援に関すること。 (5) 浮体式防災施設(防災フロート)の被災地への派遣に関すること。 (6) 直轄河川及び直轄ダムの整備並びに災害復旧に関すること。 (7) 国道及び開発道路の整備並びに災害復旧に関すること。 (8) 国営農業基盤整備事業箇所の災害復旧に関すること。 (9) 十勝川水系音更川等の水位の観測を行い、水防警報を発表すること。
北海道農政事務所 帯広地域センター		(1) 農林水産省が調達及び供給した応急用食料等の供給状況に係る確認等に関すること。
十勝西部森林管理署 東大雪支署		(1) 国有林野の治山事業の実施及び保安施設等の保全に関すること。 (2) 国有林野についての林野火災対策に関すること。 (3) 災害時において士幌町の要請があった場合、可能な範囲において緊急対策及び復旧用材の供給を行うこと。
帯広測候所		(1) 気象 地象 水象等の観測並びにその成果の収集及び発表を行うこと。 (2) 観測成果を解析、総合し、予警報、情報を発表すること。 (3) 災害時の気象等の資料提供のための災害時自然現象調査報告書を作成すること。 (4) 防災知識の普及及び指導を行うこと。
4 北海道		
十勝総合振興局	地域創生部 地域政策課	(1) 十勝総合振興局地域災害対策連絡協議会に関すること。 (2) 防災に関する組織の整備及び災害予防措置に関すること。 (3) 災害応急対策及び災害復旧対策に関すること。 (4) 町及び指定地方公共機関の処理する防災に関する事務及び業務の実施を助け総合調整を図ること。 (5) 自衛隊の災害派遣要請及び撤収要請に関すること。
	帯広建設管理部	(1) 所轄する道路及び河川についての維持管理及び災害応急対策並びに災害復旧対策に関すること。 (2) 管理河川の水位観測及び水防警戒に関すること。 (3) 被災地の交通情報の収集及び交通路の確保に関すること。 (4) 水防技術の指導に関すること。
	保健環境部 保健行政室	(1) 災害時における応急医療の実施及び各医療機関の連絡調整に関すること。 (2) 災害時における給水の実施、防疫の実施指導、感染症予防及び清掃指導に関すること。 (3) 被災地の環境衛生及び食品衛生に関すること。 (4) 被災地の保健指導に関すること。 (5) 被災地の医薬品及び衛生材料等の需要に関すること。 (6) 災害時におけるじんかい収集、し尿のくみ取り、死亡獣畜の処理に関する指導助言に関すること。
	森 林 室	(1) 被災林野の病虫害発生防疫対策を行うこと。 (2) 被災林野の技術指導を行うこと。
	十勝北部地区 農業改良普及センター	(1) 農作物の被害調査及び報告に関すること。 (2) 農作物被害に対する応急措置及び対策の指導を行うこと。 (3) 被災地の病虫害防除の指導を行うこと。

十 勝 教 育 局	(1) 被災時における児童生徒の救護及び応急教育の指導を行うこと。 (2) 文教施設及び文化財の被害調査並びに復旧、保全対策等に関する こと。
5 警 察	
士 幌 ・ 中 士 幌 警察官駐在所	(1) 災害に関する情報等の収集報告及び広報に関すること。 (2) 避難誘導、被災者の救助その他人命保護の措置に関すること。 (3) 行方不明者の調査並びに遺体の検視に関すること。 (4) 災害時における交通秩序の維持に関すること。 (5) 災害に伴う犯罪の予防その他の社会秩序等治安に関すること。 (6) 危険物に対する保安対策に関すること。 (7) 被災地、避難場所、危険箇所等の警戒に関すること。 (8) 広報活動に関すること。 (9) 防災関係機関が行う防災業務の協力に関すること。
6 自 衛 隊	
陸上自衛隊第5旅 団	(1) 災害予防責任者の行う防災訓練に必要な応じ、部隊等の一部を協 力させること。 (2) 災害に関する情報の伝達、収集に関すること。 (3) 災害派遣要請権者（知事）の要請に基づき部隊を派遣すること。
7 指定公共機関 (公共的機関及び公益的事業を営む法人で国が指定するもの)	
東日本電信電話(株) 北海道東支店	(1) 災害時における通信の確保並びに修繕に関すること。 (2) 災害時における電気通信設備の維持及び重要通話の確保を図るこ と。
北海道電力(株) 帯広支店	(1) 電力施設の防災管理を行うこと。 (2) 災害時における電力の円滑な供給に関すること。 (3) 電力施設の災害と復旧見込み等の周知に関すること。
電源開発(株)東日本 支店上士幌電力所	(1) 所轄ダム施設等の防災管理に関すること。 (2) ダムの放流等に関し、関係機関との連絡調整をはかること。
日本郵便株式会社 帯広支店	(1) 災害時における郵便輸送の確保及び郵送業務運営の確保を図るこ と。 (2) 郵便の非常取扱いに関すること。
日本郵便株式会社 士幌郵便局 中士幌郵便局	(1) 郵便局の窓口掲示板等を利用した広報活動に関すること。
日本赤十字社 北海道支部 十勝地区	(1) 災害時における救援物資の供給に関すること。 (2) 防災ボランティア(民間団体及び個人)の行う救助活動の連絡調整 を行うこと。 (3) 災害義援金品の受領、配分及び募集を行うこと。
日本放送協会 帯広放送局	(1) 防災に係る知識の普及に関すること。 (2) 気象予警報及び被害状況等に関する報道を実施し、防災広報に関 する業務を行うこと。
8 指定地方公共機関 (公共的施設の管理者及び都道府県地域において、公益的事業を営む法人で道が指定する	

もの)	
北海道放送(株) 帯広放送局 札幌テレビ放送(株) 帯広放送局	(1) 防災に係る知識の普及に関すること。 (2) 気象予警報、被害状況等に関する報道を実施し、防災広報に関する業務を行うこと。
ガス事業者	(1) ガス施設の防災対策、災害時のガスの円滑な供給を行うこと。
(社)北海道薬剤師会十勝支部	(1) 災害時における調剤、医薬品の供給を行うこと。
(社)北海道獣医師会十勝支部	(1) 災害時における飼養動物の対応を行うこと。
(社)帯広市医師会 (社)十勝医師会	(1) 災害時における医療機関との連絡調整並びに救急医療、助産その他救助の実施に関すること。
(社)十勝歯科医師会	(1) 災害時における歯科医療を行うこと。
北海道土地改良事業団体連合会十勝支部	(1) 土地改良施設の防災対策を行うこと。 (2) 農業水利施設の災害対応対策及び災害復旧対策を行うこと。
十勝地区バス協会 十勝地区トラック協会	(1) 災害時における人員、緊急物資及び災害対策用資材等の緊急輸送について関係機関の支援を行うこと。
(社)道警備業協会 帯広支部	(1) 交通誘導業務、避難所警備の関係機関の支援を行うこと。
9 公共団体及び防災上重要な施設の管理者	
士幌町農業協同組合	(1) 町が行う被害状況調査及び応急対策の協力に関すること。 (2) 農作物の災害応急対策、指導に関すること。 (3) 農業生産資材及び生活物資の確保、斡旋に関すること。 (4) 農畜産物の需給調整に関すること。 (5) 被害農家に対する融資の斡旋に関すること。 (6) 共同利用施設等の災害応急対策及び復旧対策に関すること。 (7) 災害時における物価の安定、救助物資の確保について協力を行うこと。
十勝大雪森林組合	(1) 町が行う被害状況調査及び応急対策の協力に関すること。 (2) 被災組合員に対する融資の斡旋に関すること。 (3) 林野火災の予防対策、消火及び応急対策に関すること。
士幌町商工会	(1) 商工業者に対する経営指導及び融資の斡旋を行うこと。 (2) 災害時における物価の安定及び救助物資の確保について協力を行うこと。
帯広信用金庫士幌支店	(1) 災害時における金融に関すること。
一般運送業者	(1) 救援物資の緊急輸送、避難者の輸送等の関係機関への支援を行うこと。
危険物関係施設管理者	(1) 災害時における危険物の保安に関する措置を行うこと。

一般病院、診療所	(1) 医療防疫対策についての協力に関すること。
電気通信事業者	(1) 災害時における電気通信の確保について関係機関への支援を行うこと。
土幌町社会福祉協議会	(1) 災害時のボランティア全般に関すること。 (2) 避難行動要支援者全般に関すること。 (3) 自主防災組織全般に関すること。 ※上記(2)(3)については見守りネットワーク事業に関連。
土幌町建設業協会	(1) 応急、復旧工事等の災害活動に対する協力支援に関すること。

第7節 町民及び事業所の基本的責務

「自らの身の安全は自らが守る」ことが防災の基本である。町民及び事業所は、その自覚を持ち、平常時より災害に対する備えを心がけるとともに、災害時には自らの身の安全を守るよう行動することが重要である。特に、いつでもどこでも起こりうる災害による人的被害、経済被害を軽減する減災のための備えをより一層充実する必要がある、災害に関する知識と各自の防災・減災対応に習熟し、その実践を促進する町民運動を展開することが必要である。

1 町民の責務

地域における被害の拡大防止や軽減を図るため、平常時から災害の発生に備える意識を高め、災害教訓の伝承や災害に関する知識の習得、災害への備えを行うとともに、災害時には自主的な防災活動に努めるものとする。

また、町及び防災関係機関が実施する防災対策に協力するものとする。

(1) 平常時の備え

- ア 避難の方法(避難路、避難場所等)及び家族との連絡方法の確認
- イ 飲料水、食糧等の備蓄、救急用品等の非常持出用品の準備
- ウ 隣近所との相互協力関係のかん養
- エ 災害危険区域等、地域における災害の危険性の把握
- オ 防災訓練、研修会等への積極的参加による防災知識、応急救護技術等の習得
- カ 避難行動要支援者への配慮
- キ 自主防災組織の結成
- ク 保険・共済等の生活再建に向けた事前の準備

(2) 災害時の対策

- ア 地域における被災状況の把握
- イ 近隣の負傷者・避難行動要支援者の救助
- ウ 初期消火活動等の応急対策
- エ 避難場所での自主的活動
- オ 防災関係機関の活動への協力
- カ 自主防災組織の活動

2 事業者の責務

日常的に災害の発生に備える意識を高め、自ら防災対策を実施しなければならない。

このため、従業員や施設利用者の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域への貢献・地域との共生、事業所が災害時に果たす役割を十分に認識し、町、防災関係機関及び自主防災組織等が行う防災対策に協力するなど、防災活動の推進に努めるものとする。

(1) 平常時の備え

- ア 災害時行動マニュアル及び事業継続計画(BCP)の作成
- イ 防災体制の整備

- ウ 事業所の耐震化の促進
 - エ 予想被害からの復旧計画策定
 - オ 防災訓練の実施及び従業員等に対する防災教育の実施
 - カ 地域で行う防災対策への協力
 - キ 燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応
 - ク 取引先とのサプライチェーンの確保
- (2) 災害時の対策
- ア 事業所の被災状況の把握
 - イ 従業員及び施設利用者への災害情報の提供
 - ウ 施設利用者の避難誘導
 - エ 従業員及び施設利用者の救助
 - オ 初期消火活動等の応急対策
 - カ 事業の継続又は早期再開・復旧
 - キ ボランティア活動への支援等、地域への貢献

第2章 士幌町の概況

第1節 自然条件

(1) 位置及び面積

本町は十勝北部にあり東経143度15分、北緯43度15分、十勝の中心都市、帯広より北へ28kmに位置し、東西25.6km、南北17.1kmで面積は259.19km²である。

東は池田町、本別町、西は鹿追町に並びに国有林と境し、南は音更町、北は上士幌町に隣接している。

(2) 地勢

十勝平野の中央部の北に位置を占め、ゆるく南を受ける平坦地が町の区域の半分を占め、中央を音更川が南に流れている。西北の角にそびえる東ヌプカウシヌプリ（1252.2m）から音更川に向かい次第にゆるい傾斜をなしウォップ川、パンケチン川など小川が流れ出している。

中央の平野の東には佐倉山の丘陵地帯となり、居辺川流域を隔てて押帯の高台が本別との境をなしている。

(3) 気象的特性

本町は標高146m～420mの位置にあり、気象は内陸性で夏、冬の温度差が甚だしく年間平均気温は7℃で、冬季は南西の季節風が強く気温は零下20℃以下になり寒冷である。

降雨（雪）量は、年間平均913mmであるが山麓、平地によって若干の差異がある。

※本町の気象状況は（気温・降水量・日照時間等）は、資料2 士幌町の気象及び災害状況のとおりである。

第2節 災害の概要

本町における災害は別表2のとおりであり、低気圧、地震などの自然現象による土木被害や農業被害と山林火災による被害が主なものである。

なお、過去の士幌町の主な災害については、資料2 士幌町の気象及び災害状況のとおりである。

第3章 防災組織

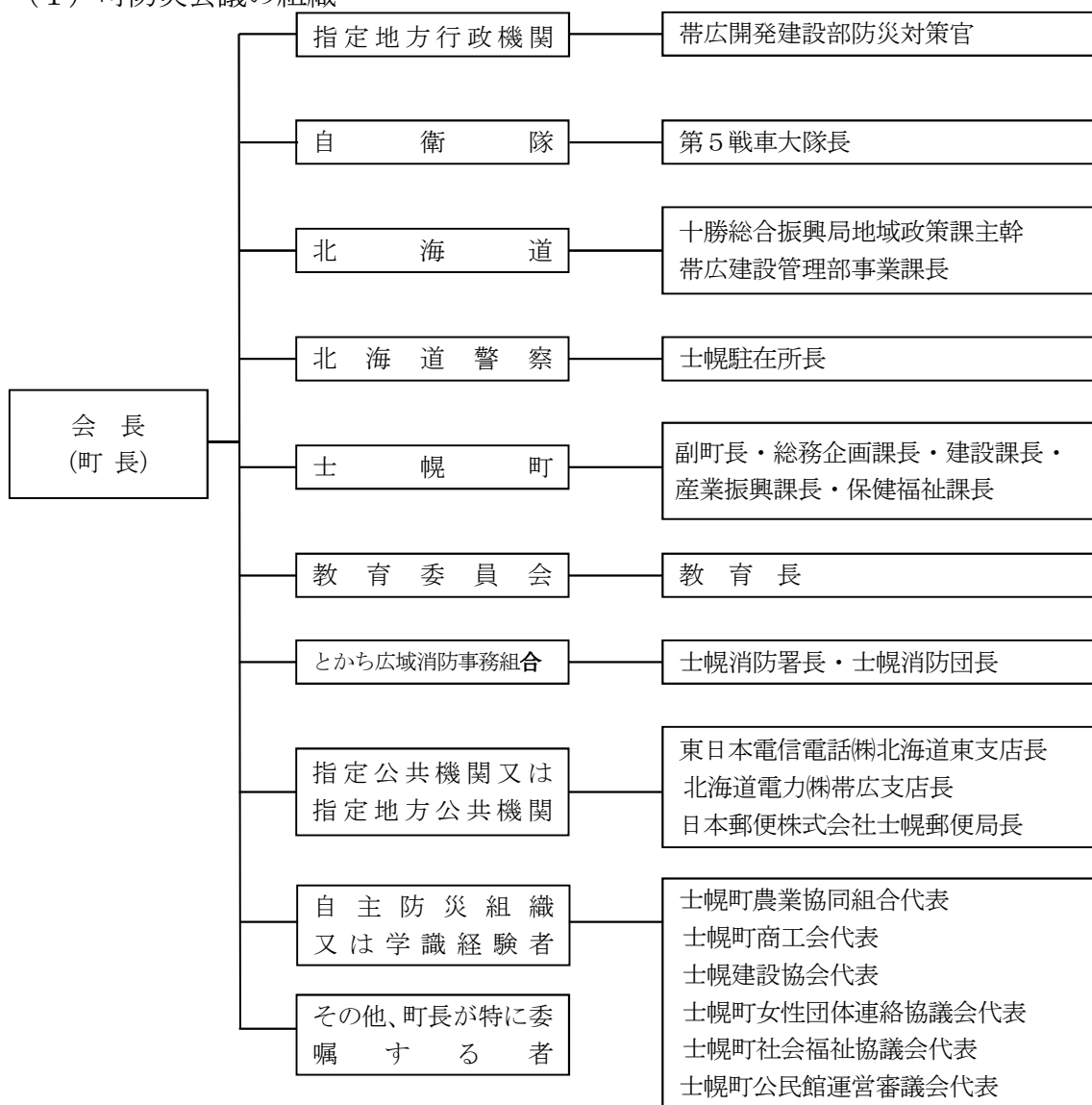
災害の予防、応急及び復旧対策等の防災活動に即応する体制を確立し、災害対策の総合調整を図るため、防災に関するその運営、災害に関する情報及び予報(注意報含む)、警報、並びに情報等の伝達並びに災害時における広報活動等に関する事項を定め、災害対策の実施体制の確立を図るものとする。

第1節 組織計画

1 町防災会議

士幌町における防災行政を総合的に実施するため、基本法の規定に基づき町防災会議を設置する。町防災会議は、町長を会長とし士幌町防災会議条例第3条第5項に規定する者を委員として組織するものであり、その所掌事務は、本町における町計画を作成し、その実施を推進するとともに、災害情報の収集、関係機関の相互連絡調整を行うものである。組織及び運営の概要は次のとおりである。

(1) 町防災会議の組織



(2) 町防災会議の運営

士幌町防災会議条例（昭和37年条例第19号）の定めるところによる。

※資料3 防災会議条例参照

2 町対策本部

町対策本部は、基本法及び士幌町災害対策本部条例（昭和37年条例第20号）に基づいて、災害が発生し又は災害が発生する恐れがある場合において、町防災会議と密接な連絡のもとに災害予防、応急対策を実施する。

※資料4 士幌町災害対策本部条例参照

(1) 町対策本部の設置基準

町対策本部の設置基準は、基本法第23条（災害対策本部）の2第1項の規定により、次の各号の一に該当し、町長が必要であると認めたときに設置する。

ア 暴風、暴風雪、大雨、大雪又は洪水警報が発表され、町全域にわたり甚大な被害をもたらす災害が発生し、又は発生する恐れがあるとき。

イ 主要河川（音更川）について、危険水位に達し、又は達する恐れがあるとき。

ウ 震度5強（釧路地方気象台発表）以上の地震が発生したとき。

エ 震度5弱（釧路地方気象台発表）以下であっても、数地区にわたり相当規模の災害が発生し又は発生する恐れがあるとき。※（4）については必要に応じ、町対策本部を設置するものとする。

オ 大規模な火災、爆発等が発生し、特に総合的な対策を要するとき。

カ その他災害が町民生活に重大なる影響を及ぼす災害が発生し、又は発生する恐れがあるとき。

(2) 町対策本部の運営

町対策本部が設置された場合は、町対策本部に「本部会議」を置く。

ア 本部会議の構成

1) 本部会議は本部長、副本部長、統括部長、本部員をもって構成する。

ア) 本 部 長 町長

イ) 副本部長 副町長、教育長

ウ) 統括部長 総務企画課長

エ) 本 部 員 各部長、副部長

※緊急本部会議の招集や町対策本部の設置をはじめ、災害応急対策に係る本部長の職務に関して、本部長に事故あるときは、副本部長、統括部長、本部員の順にその職務を代理する。※各本部員の順位については、士幌町の職務を代理する吏員の順序を定める規則（昭和53年規則第7号）に基づく順位とする。

イ 本部会議の協議事項

1) 町対策本部の非常配備体制の確立及び廃止に関すること。

2) 災害情報、被害状況の分析に関すること。

3) 災害予防及び災害応急対策の実施並びに総合調整に関すること。

4) 職員の配備体制の切り替え及び廃止に関すること。

5) 関係機関に対する応援の要請及び救助法の適用要請に関すること。

6) その他災害対策に関する重要な事項。

ウ 本部会議の開催

1) 本部会議は、本部長が必要に応じ招集し、開催する。

2) 本部員は、それぞれの所管事項について会議に必要な資料を提出しなければならない。

3) 本部員は、必要により所属の職員を伴って会議に出席することができる。

4) 本部員は、会議の招集を必要と認めたときは、統括部長にその旨を申し出る。

エ 複合災害発生時の体制

複合災害が発生した場合において、対策本部が複数設置された場合は、重複する要員の所在調整、情報の収集・連絡・調整のための要員の相互派遣、合同会議の開催等に努めるものとする。対策本部事務局の担当部局が異なる場合には、統合を含めた具体的な連携方策をあらかじめ定めておくものとする。現地対策本部についても、必要に応じて、同様の配慮を行うものとする。

(3) 町対策本部設置場所

ア 町対策本部は役場庁舎2階に置く。この場合、情報収集・連絡調整の事務処理等のため、本部事務局は役場及びコミセン等の会議室などにおいて、事務を執り行うことができるものとする。

イ 町対策本部を設置したときは、役場庁舎及びコミセン正面玄関及び町対策本部室前に本部標識板を置く。

ウ 役場庁舎及びコミセンが災害により使用できない場合の代替施設は、消防署、総合研修センター、総合福祉センターの順とする。なお、状況に応じ、本部長の判断により上記の順位を変更することを妨げるものではない。

※平時より役場及びコミセン（町対策本部設置場所）の耐震性の強化及び停電時使用の非常用発電機の設置に努めるものとする。



(4) 町対策本部の組織及び事務所掌

ア 町対策本部に部及び班を置く。

イ 町対策本部の組織は別表1のとおりとする。

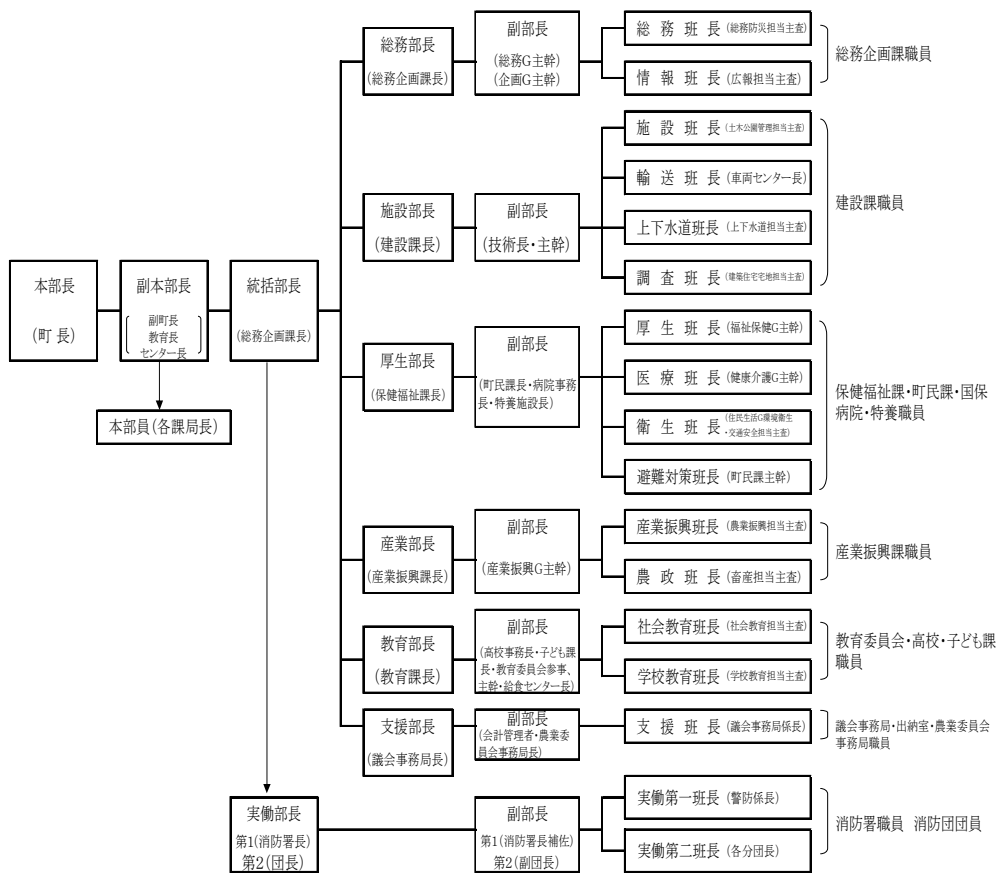
ウ 部及び班の名称、部長、副部長及び班長にあてられる職員、担当課並びに部、班の所掌事務は、別表2のとおりとする。

エ 各班の編成及び所掌事務については、原則として別表1、2によるが、災害の状況等により部内で調整、編成替えを行い、適切な活動を行うものとする。

この場合、部内での変更分担事務は各部長が定め指示するものとし、本部長へ報告する。

オ 災害状況、又は特に必要と認めるときは、本部長は別表と異なる編成を各部班に指示することができる。

別表 1 町対策本部の組織及び系統図



別表 2

業務分担

町民の生命・安全に関することとして、「第1に人命救助」「第2に被害（2次被害）の拡大防止」「第3に被災者対応の各対策に関すること」が中心となることを全部（課）の共通認識として、町対策本部全体の対策活動であることを念頭に行動する。

部	班名	課 名	係名(担当)	対 策 業 務
総務部	総務班	総務企画課総務G	総務防災担当	1 気象予警報及び災害情報の受領並びに伝達に関すること。 2 町防災会議及び本部会議に関すること。 3 災害日誌及び災害記録に関すること。 4 防災無線（道への報告）に関すること。 5 災害時の無線通信に関すること。 6 自衛隊の災害派遣要請依頼及び広域応援要請に関すること。 7 庁舎内の応急措置及び復旧に関すること。 8 被害地視察及び災害見舞いに関すること。 9 宗教法人の被害調査に関すること。 10 その他各班に属さないこと。
			職員厚生担当	1 職員の罹災者調査及び福利厚生に関すること。 2 その他特命事項に関すること。※
			管財電算担当	1 町有施設の被害調査及び復旧対策に関すること。 2 町有財産の被害報告及び総合調整に関すること。 3 車の調達（配備）、物品の調達に関すること。 4 庁内電算システムの被害調査及び復旧に関すること。 5 電算データの保存に関すること。 6 その他特命事項に関すること。※
	情報班	総務企画課企画G	企画担当	1 災害救助法の適用に関すること。 2 災害救助法に基づく強制命令権の行使に関すること。 3 その他特命事項に関すること。※
			広報広聴担当	1 災害広報（避難命令・災害状況の住民周知）公聴に関すること。 2 報道機関との連絡に関すること。 3 災害情報及び被害報告の収集・報告に関すること。 4 災害報道記事及び写真の収集に関すること。 5 災害に関する統計資料のとりまとめに関すること。
			財政担当	1 災害関係予算の経理に関すること。 2 災害応急対策及び災害復旧に要する資金計画に関すること。 3 その他特命事項に関すること。※

施設部	施設班	建設課 建設 G	土木公園 担当	1 土木施設の被害状況調査及び復旧対策に関すること。 2 河川の被害調査及び応急措置に並びに復旧対策に関すること。 3 河川の水位、雨量の情報収集に関すること。 4 災害通行路線調査及び通行路線の確保に関すること。 5 障害物の除去に関すること。
			土地改良担当	1 農地・農業施設の被害調査に関すること。 2 農地・農業施設の災害応急措置及び復旧対策に関すること。
	輸送班		車両センター	1 各避難所に対する救援物資、その他の輸送に関すること。 2 被害箇所(道路、橋梁)の応急措置及び土木資材の運搬に関すること。 3 除雪に関すること。
	上下水道班		上下水道	1 上下水道の被害調査及び復旧に関すること。 2 応急飲用水の確保及び給水体制等に関すること。
	調査班		建築住宅	1 建築物の被害状況調査及び復旧対策に関すること。 2 災害住宅融資に関すること。 3 危険建物（被災宅地）の調査及び撤去に関すること。（応急危険度判定に関すること。） 4 被災公営住宅に関すること。 5 災害時の建築用資材の需給計画に関すること。 6 被災者に対する応急仮設住宅の建設に関すること。 7 被災住宅の応急修理に関すること。
厚生部	厚生班	保健福祉課 福祉保険 G	福祉介護 保険担当	1 社会福祉施設の被害調査及び応急対策並びに復旧対策に関すること。 2 日赤救助の連絡調整に関すること。 3 被害者に対する世帯更正資金の貸付に関すること。 4 援護金品の受け入れ及び配分に関すること。 5 被災母子世帯に対する母子福祉資金に関すること。 6 災害遺児家庭見舞金の支給に関すること。 7 被災者の生活保護に関すること。 8 避難行動要支援者対策に関すること。 9 災害ボランティア全般に関すること。 10 衣料品及び生活必需品の給与等に関すること。
	医療班（第一班）	保健福祉課 健康介護 G	健康推進 地域包括支援 介護計画	1 災害時の防疫計画の作成及び実施に関すること。 2 災害時の感染症予防に関すること。 3 被災者の栄養指導に関すること。 4 防疫、薬剤・器具の確保及び供給に関すること。 5 医療救護班の編成及び応急医療の指導調整に関すること。 6 被災地に対する巡回医療に関すること。 7 被災障がい者の生活維持に関すること。

	(医療 第2班 班)	国保病院 特別養護老人ホーム		1 傷病者の収容手当てその他応急医療に関する事 2 避難場所の応急医療の支援に関する事 3 入院患者及び通院患者の避難誘導に関する事
	衛 生 班	町民課 住 民 生 活G	生活環境	1 被災地の環境衛生保持に関する事 2 被災地の食品衛生保持に関する事 3 被災地の仮設トイレの設置に関する事 4 被災地の清掃及び廃棄物処理体制に関する事 5 災害時の交通安全対策及び指導員の総括に関する事 6 飼養動物に関する事 7 行方不明者の捜索、災害時の遺体の埋葬に関する事
			住民年金	1 被災者に対する国民年金保険料の減免・猶予に関する事 2 戸籍データの被害調査及び復旧対策に関する事 3 その他特命事項に関する事。※
	避難 対策 班	税 務 収 納G	資産税 住民諸税	1 被災者に対する町税(国保税等)の減免・猶予に関する事 2 その他特命事項に関する事。※
			町民課 全 般	1 町民の避難、立退きに関する事 2 避難場所の設定及び被災者の収容に関する事 3 被災者に対する食糧等の供給に関する事

産 業 部	産 業 振 興 班	産 業 振 興 課 振 興 G	農 業 振 興	1 農業被害(農地・土地改良施設を除く)の調査・総合調整に関すること。
				2 農業被害の応急措置及び復旧対策に関すること。
			商 工 観 光 労 働	3 農業資金の融通及び農業災害補償に関すること。
				4 冷害対策に関すること。
			林 務	5 救農事業等に関すること。
				6 補助事業関連施設等の被害調査報告に関すること。
			畜 産	7 被害農家の営農指導に関すること。
				8 被害地の病虫害の防疫に関すること。
				9 商工業の被害調査、被災商工業の金融に関すること。
				10 被害時の労務供給、管理及び労働者の福祉に関すること。
				11 生活必需物資の需給に関すること。
				12 被害時の商工関係危険施設の保安に関すること。 (火薬・高圧ガス等)
				13 観光施設の被害調査及び復旧対策に関すること。
				14 山地及び治山施設の被害調査並びに復旧対策に関すること。
				15 保安林の被害調査及び復旧対策に関すること。
				16 森林保険及び林業資金に関すること。
				17 畜産関係施設の被害調査及び復旧対策に関すること。
				18 被災地の畜産衛生対策、家畜の飼養管理に関すること。
				19 被害草地及び草地付帯施設の被害調査及び復旧対策に関すること。
				20 採草放牧地及び資料作物関係の調査報告に関すること。
				21 家畜飼料の確保に関すること。
				22 死亡獣畜の処理に関すること。
				23 農業共済に関すること。
				24 その他特命事項に関すること。※
教 育 部	社 会 教 育 班	教 育 課 社 会 教 育 G	社 会 教 育 担 当	1 社会教育施設の被害調査及び復旧対策に関すること。
				2 社会教育団体との連絡調整、応援協力要請に関すること。
	学 校 教 育 班	学 校 教 育 G	学 校 教 育 担 当	3 社会教育施設の応急利用に関すること。
				4 文化財の保護に関すること。
		高 校		5 避難場所の設定及び被災者の収容に関すること。
				1 災害時における児童生徒の救護及び応急教育に関すること。
	学 校 教 育 班	学 校 教 育 G	学 校 教 育 担 当	2 教育施設の被害調査及び復旧・保全に関すること。
				3 避難場所の設定及び被災者の収容に関すること。
		高 校		1 災害時における児童生徒の救護及び応急教育に関すること。
				2 教育施設の被害調査及び復旧・保全に関すること。
	子 ど も 課			3 避難場所の設定及び被災者の収容に関すること。
				1 災害時における児童生徒の救護及び応急教育に関すること。
				2 教育施設等の被害調査及び復旧・保全に関すること。
				3 避難場所の設定及び被災者の収容に関すること。

支援部	支援班	議会事務局 出納室 農業委員会	1 各班への緊急支援に関すること。 2 その他特命事項に関すること。※
実働部	実働班	消防署 消防団員	1 消火活動に関すること。 2 救助の応援に関すること。 3 災害時における町民の避難誘導に関すること。 4 上記他、町長の要請に基づき、町の実施する予防、災害対策の支援協力に関すること。

※備考

対策業務中の※「その他特命事項に関すること。」について他の部（課）の応援・支援等の業務につくことを意味する。

町対策本部の全体の活動として主に対応に追われることが予想される、避難対策や避難行動要支援者対策に関わる業務、また、水防、消火、救助などの各業務については、当該部（班）のみで対応することは、困難である。同様に、上記※の記載の無い部（班）については、所管の部（班）として中心となって行動することが求められており、※の記載の部（班）は、当該部（班）の指示のもと、応援・支援等の業務につくものとする

（５）町対策本部設置の周知

町対策本部を設置したときは、直ちにあらゆる手段を講じ関係者、機関等に周知する。

ア 全職員（庁内放送、有線電話）

イ 防災関係機関、十勝総合振興局、隣町及び報道機関（無線、有線電話、伝令）

ウ 町民への周知（報道機関の広報協力、広報車、有線電話、町ホームページ、SNS、登録制メール）

（６）現地本部の設置

ア 本部長は、早急な諸対策等を行うために必要と認めたときは、災害発生地域に現地本部を設置できるものとする。

イ 現地本部には、現地本部長及び現地本部員等を置き、本部長が指名する者をもってこれに充てるものとする。

ウ 現地本部長は、常に町対策本部と連絡を保ち、的確な指示、情報交換により適切な措置を講ずるものとする。

エ 複合災害が発生した場合において、現地本部が複数設置された場合は、重複する要員の所在調整、情報の収集・連絡・調整のための要員の相互派遣、合同会議の開催等に努めるものとする。

（７）町対策本部の廃止

ア 本部長は、次の各号の一に該当する場合に廃止する。

1) 本町の地域に災害発生危険が解消したとき。

2) 災害に関する応急対策措置が概ね完了したとき。

3) 公共機関及び公共的機関の災害応急措置が概ね完了し、町民の生活に障害となる状況が解消されたと認められるとき。

イ 町対策本部を廃止したときは、各防災機関、十勝総合振興局、隣町及び報道機関等に通知するものとする。

ウ 廃止後においても、災害事務、救済策の実施を要する場合は、それぞれ本来業務を所掌する部署に業務を引き継ぎ、それぞれの関係部署において対策業務を執り行う。

この場合、総務部は、業務の内容、遂行状況等について、各部からの報告を求め、常に全体状況を掌握し、又必要な指示を行うものとする。

3 標識

- (1) 本部長、副本部長、本部員、各班長及びその他の本部職員が、災害時において非常活動に従事するときは腕章（様式第1号）を着用するものとする。
- (2) 災害時において応急対策活動に使用する町対策本部の車輛には、標旗（様式第2号）をつけるものとする。

第2節 非常配備体制

1 非常配備基準と体制

予想される災害の規模又は災害が発生した場合の災害の規模及び被害の程度に応じ町対策本部に所要の非常配備をとるものとし、その配備基準は、次のとおりとする。ただし、災害の規模及び特性等により基準によりがたい場合又は町対策本部が設置されていない場合には、状況に即応した配備体制を整えるものとする。

(1) 非常配備基準と体制

種 別	第1種非常配備
配備基準	(1) 局地的に災害が発生し、初期の災害対策を実施する必要があるとき。 (2) 今後さらに被害が増加する恐れがあるとき。
配備体制	(1) 次の部所属の少数の職員又は所属長を招集し、巡視、情報収集にあたる。 ○総務企画課○建設課○保健福祉課○産業振興課○土幌消防署 (2) 状況に応じ、その他の所属長を招集する。 (3) 事態の推移に伴い、速やかに第2種非常配備体制に移行しうる体制とする。
活動内容	(1) 総務企画課長は、気象、地象、水象に関する情報及び災害状況の収集を図るとともに道及び関係機関との情報連絡にあたる。 (2) 総務企画課長は、関係課と情報の収集及び連絡にあたる。 (3) 関係所属長は、次の措置を取り、その状況を総務企画課長に報告する。 ア 初期の災害対策活動にあたる。 イ 装備、物資、機材、設備、機械等を点検し、必要に応じ被災現地（又は被災予想地）へ配置するものとする。 ウ 災害対策に関係ある協力機関及び住民との連絡を密にし、協力体制を強化する。 (4) その他の所属長は第2種非常配備体制移行に備え待機するとともに、職員に対し自宅待機を指示する。
種 別	第2種非常配備体制
配備基準	(1) 数地区にわたり相当規模の災害が発生したとき、又は発生する恐れがあるとき。
配備体制	(1) 必要に応じ、町対策本部を設置し、各部の指定の所掌事務により活動する。 (2) 本部長は各部所属職員の係長職以上の職員を招集し、直ちに災害対策の実施にあたる。 (3) 事態の推移に伴い、速やかに第3種非常配備体制に移行しうる体制とし、その他の職員は自宅待機とする。

活動内容	(1) 各部長は、所掌事務の情報の収集及び連絡体制を強化する。 (2) 各部長は、次の措置を取り、その状況を本部長に報告するものとする。 ア 災害の現況について職員に周知させ、所要の人員を非常配備につかせる。 イ 装備、物資、機材、設備、機械等を点検し、必要に応じ被災現地（被災予想地）へ配備するものとする。 ウ 被害対策に関係ある協力機関及び町民との連絡を密にし、協力体制を強化する。
種 別	第3種非常配備
配備基準	(1) 町全域にわたり甚大な被害をもたらす災害が発生し、または発生する恐れがあるとき。
配備体制	(1) 町対策本部を設置し、各部の指定の所掌事務により活動する。 (2) 各部の所属職員の全員をもって、所掌する災害対策にあたる体制とする。
活動内容	(1) 各部各班は、災害応急対策に全力を傾注する。

(2) 職員非常招集連絡

各部長は、所属職員の住所及び非常招集の場合の連絡系統を明らかにしておかなければならない。

2 配備体制確立の報告

非常配備の指示がなされたとき、又は各配備基準に該当した場合、各部長は直ちに所管に係る配備体制を整えとともに、速やかに体制確立状況を総務部長に報告するものとする。

3 非常配備体制の解除

各部における非常配備体制の解除は、本部長（町長）が指示する。

4 職員の動員計画

災害が発生し、又は発生が予想される場合、災害応急対策を迅速、且つ的確に実施するための職員等の動員計画である。

(1) 動員の配備、伝達系統及び伝達方法

ア 平常時の伝達系統及び伝達方法

- a 非常配備体制が指令された場合、又は町対策本部を設置した場合、本部長（町長）の指示により、関係部長に対し通知するとともに庁内放送などにより職員に通知する。
- b 各部長は、速やかに所属職員の指揮監督を行い、災害情報の提供、伝達、調査その他の応急対策を実施する体制を整えるものとする。

イ 休日又は退庁後の伝達

(ア) 日直者等による非常伝達

日直者又は警備員は、次に掲げる情報を察知したときは、総務企画課長に連絡して指示を仰ぎ、必要に応じて関係課長に通知するものとする。※別表3 災害発生連絡系統図(夜間・休日)を参照

- a 気象警報、水防警報等災害関係の情報等が関係機関から通知された場合。
- b 災害が発生し、緊急に応急措置を実施する必要があると認められるとき。
- c 災害発生のある異常現象の通報があったとき。

(イ) 職員への指示伝達体制の確保

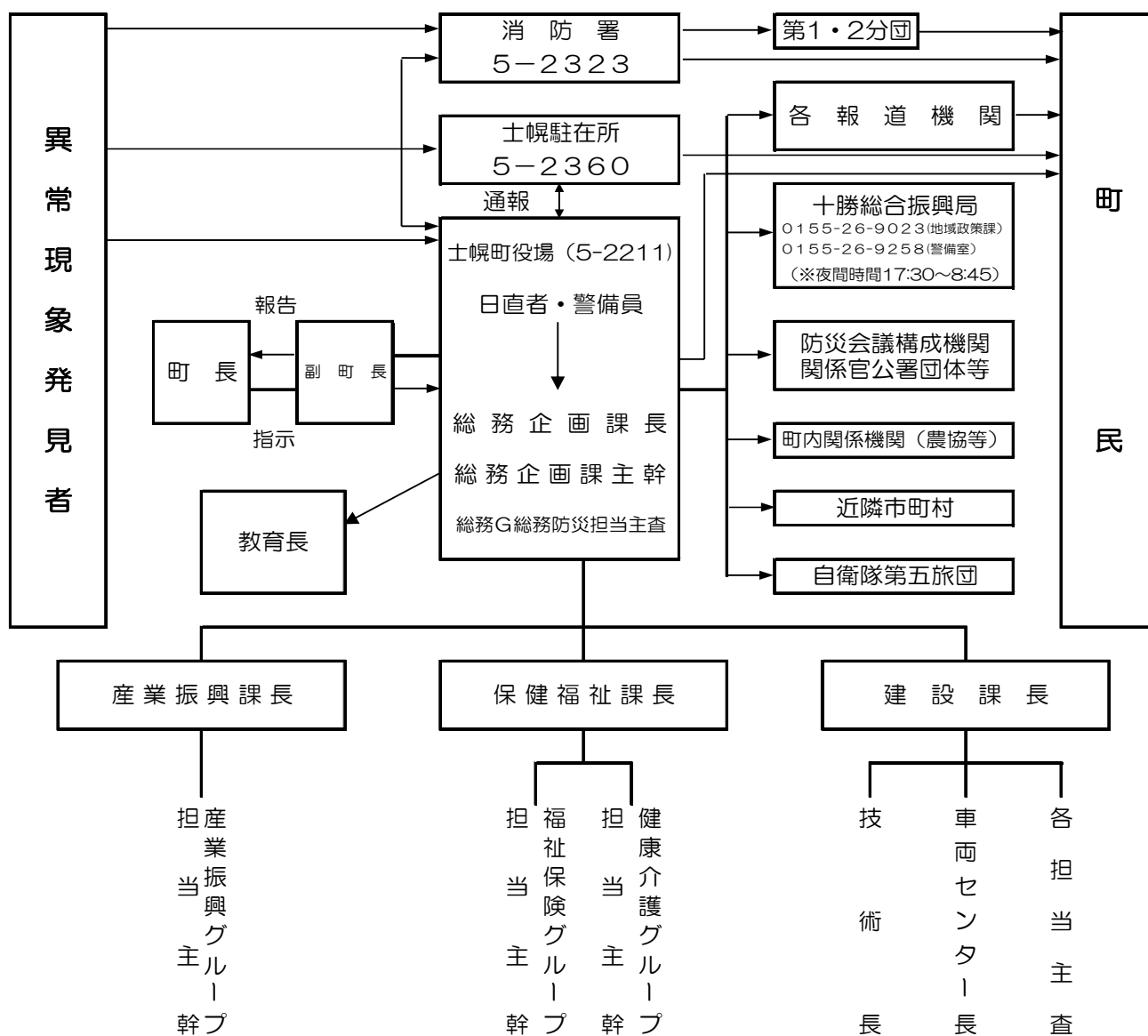
各部長及び各課長は、所属職員の住所、連絡方法を事前に把握しておき、通報を受理後直ちに関係職員の登庁、出動の指示伝達ができるよう措置しておくものとする。

(2) 職員の非常登庁

ア 職員は勤務時間外、休日等に登庁の指示を受けたとき、又は災害が発生し、あるいは発生のある恐れがある情報を察知したときは、災害の状況により所属の長と連絡のうえ、又は自らの判断により登庁するものとする。

イ 職員の非常登庁を要する事態が発生した場合、各所属長又は各班長は30分ごとの職員参集状況を記録し、必要に応じ総務部長へ参集状況を報告するものとする。

災害発生連絡系統図（夜間・休日）



1. 第1種非常配備

- 警報発令があった場合は、上記所属長を招集する。
- 災害発生通報があった場合、消防署員は現場へ急行し、初期対策を取り被害状況を報告する。
- 警報等の巡視は、消防署（東部地区）・建設課（西部地区）が実施する。

2. 第2種及び第3種非常配備

- 土幌町地域防災計画第3章防災組織、第2節非常配備体制のとおり。

3. 地震災害

- 休日・勤務時間外において、震度5強以上の地震発生の場合、全職員は速やかに登庁し、それぞれの部署につくものとする。

4. 「資料7 防災関係機関一覧」により各連絡（通報）をするものとする。

第3節 住民組織の協力

災害時において、町対策本部及び関係機関の職員をもって応急活動を円滑に実施するための人員に不足を生じた場合、町長は町民組織や諸団体に対して協力を求めるものとする。

1 協力要請事項

各町民や団体に対して協力要請する事項は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 災害時における町民の避難誘導、救出及び罹災者の保護に関すること。
- (2) 緊急避難のための一時避難場所と、罹災者の収容のための避難所の管理運営に関すること。
- (3) 災害地の公共施設等の保全に関すること。
- (4) 災害情報の収集と町対策本部への連絡に関すること。
- (5) 災害情報等の地域町民に対する広報に関すること。
- (6) 避難所内での炊き出し及び罹災者のケアに関すること。
- (7) 災害箇所の応急措置に関すること。
- (8) 町対策本部が行う人員、物資等の輸送に関すること。
- (9) その他救助活動に必要な事項で、本部長が協力を求めたとき。

2 協力要請先

住民組織及び団体の名称	区 域	連 絡 先	連絡方法
中士幌公民館推進委員会	同区域内の全駐在区	中士幌公民館推進委員長	電話・伝令
士幌南地区公民館推進委員会	〃	士幌南地区公民館推進委員長	〃
士幌北地区公民館推進委員会	〃	士幌北地区公民館推進委員長	〃
佐倉地区公民館推進委員会	〃	佐倉地区公民館推進委員長	〃
上居辺地区公民館推進委員会	〃	上居辺地区公民館推進委員長	〃
下居辺地区公民館推進委員会	〃	下居辺地区公民館推進委員長	〃
北中地区公民館推進委員会	〃	北中地区公民館推進委員長	〃
新田地区公民館推進委員会	〃	新田地区公民館推進委員長	〃
西上地区公民館推進委員会	〃	西上地区公民館推進委員長	〃
市街南町公民館推進委員会	〃	市街南町公民館推進委員長	〃
市街中町公民館推進委員会	〃	市街中町公民館推進委員長	〃
市街北町公民館推進委員会	〃	市街北町公民館推進委員長	〃
市街西町公民館推進委員会	〃	市街西町公民館推進委員長	〃

第4章 災害予防計画

第1節 防災思想・知識の普及・啓発及び防災教育の推進に関する計画

職員及び町民に対する防災思想・知識の普及・啓発並びに防災教育の推進については、本計画の定めるところによる。

1 実施責任者

1 防災関係機関全般

災害を予防し、又はその拡大を防止するため、職員に対して防災に関する教育、研修、訓練を行うとともに、町民に対する防災思想・知識の普及・啓発及び防災教育の推進により、防災意識の高揚を図り、地域における防災活動の的確かつ円滑な実施が推進されるよう努める。

2 町

- (1) 教育機関、民間団体等との密接な連携の下、防災に関する教育を実施するものとする。
- (2) 町民等の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信するものとする。
- (3) 過去に起こった大震災の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大震災に関する調査分析結果等の各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう公開に努めるものとする。
- (4) 地域の防災活動におけるリーダーの育成に努めるものとする。

2 配慮すべき事項

- 1 東日本大震災をはじめとする、我が国の大規模災害の教訓等を踏まえ、複合災害時における町民の災害予防及び災害応急措置等に関する知識の普及・啓発に努める。
- 2 高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊娠婦等の避難行動要支援者に十分配慮し、地域において避難行動要支援者を支援する体制が確立されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違いなど男女双方の視点に配慮するよう努める。
- 3 公民館等の社会教育施設を活用するなど、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で防災に関する教育の普及推進を図るものとする。

3 普及・啓発及び教育の方法

防災思想・知識の普及・啓発及び防災教育の推進は、次の方法により行うものとする。

- 1 各種防災訓練の参加普及
- 2 ラジオ、テレビ、有線放送施設、インターネットの活用
- 3 新聞、広報しほろ、役場だよりの活用
- 4 映画、スライド、ビデオ等の作成及び活用
- 5 広報車両の利用
- 6 テキスト、マニュアル、パンフレットの配布
- 7 研修、講習会、講演会等の開催
- 8 その他

4 普及・啓発及び教育を要する事項

- 1 町計画の概要
- 2 災害に対する一般的知識
- 3 災害の予防措置
 - (1) 自助（備蓄）の心得
 - (2) 防災の心得

- (3) 火災予防の心得
- (4) 台風襲来時の家庭の保全方法
- (5) 農作物の災害予防事前措置
- (6) その他

4 災害の応急措置

- (1) 災害対策の組織、編成、分掌事項
- (2) 災害の調査及び報告の要領、連絡方法
- (3) 防疫の心得及び消毒方法、清潔方法の要領
- (4) 災害時の心得
 - ア 家庭内、組織内の連絡体制
 - イ 気象情報の種別と対策
 - ウ 避難時の心得
 - エ 被災世帯の心得

5 災害復旧措置

- (1) 被災農作物に対する応急措置
- (2) その他

6 その他必要な事項

5 学校教育関係機関における防災思想・知識の普及・啓発及び教育の推進

- 1 学校においては、児童生徒に対し、災害の現象、災害の予防等の知識の向上及び防災の実践活動（災害時における避難、保護の措置等）の習得を積極的に推進する。
- 2 学校における体系的な防災教育に関する指導内容の整理、防災教育のための指導時間の確保など、防災に関する教育の充実に努めるものとする。
- 3 学校において、外部の専門家や保護者等の協力の下、防災に関する計画やマニュアルの策定が行われるよう促すものとする。
- 4 児童生徒に対する防災教育の充実を図るため、教職員等に対する防災に関する研修機会の充実等に努める。
- 5 防災教育は、学校等の種別、立地条件及び児童生徒等の発達段階等の実体に応じた内容のものとして実施する。
- 6 社会教育においては、PTA、成人学級、青年団体、婦人団体等の会合や各種研究集会等の機会を活用し、災害の現象、防災の心構え等防災知識の普及に努める。

6 普及・啓発の時期

防災の日、防災週間、水防月間、土砂災害防止月間、山地災害防止キャンペーン、津波防災の日及び防災とボランティアの日、防災とボランティア週間等、普及の内容によりもっとも効果のある時期を選んで行うものとする。

第2節 自主防災組織の育成等に関する計画

大規模な災害発生時には、町内地域各所で家屋の倒壊や町民の避難行動での混乱、同時多発的火災の発生等、さまざまな状況が予想される。

このため、行政の対応にはおのずと限界があり災害による被害の軽減を図るためには、町民による自主的な防災活動、出火防止、初期消火、被災者の救出救護、避難誘導等、町民による組織的な防災活動が極めて重要な役割を果たすものである。

特に、妊産婦、乳幼児、障がい者、高齢者等の避難行動要支援者の安全確認保護は、緊急

性を考慮すると、町民の協力、援助が不可欠である。

このことを踏まえ、「自分たちのまち、地域は自分たちで守る」という自発的防災意識の高揚の機会として、また、町民との連携による災害時の円滑な応急活動実施のため、町内会（駐在区）公民館等の組織を生かした自主防災組織（以下「防災組織」という。）づくり、育成を推進する。

その際、女性の参画の促進と女性リーダーの育成に努めるとともに、町社会福祉協議会を中心とした見守りネットワーク事業を活用する。

1 組織の規模

自主防災組織の規模は、町民が、災害時の応急活動あるいは避難行動等を行う場合に相互連携、相互協力が組織的かつ円滑に行われ易い地域を設定する必要がある。

この場合、町民の日常の生活の繋がり、平常時の防災活動の実施、災害時の町民あるいは避難行動を考慮し、農村部は公民館、市街地区は町内会（駐在区）を一つの基礎的単位とする。

また、避難対策を考慮し、それぞれ町が指定した避難地域内の公民館・町内会（駐在区）（以下「公民館等」という。）相互の連携を図るため、避難場所地域ごとに「地域防災連絡協議会」を設置することが適当である。

2 組織編成

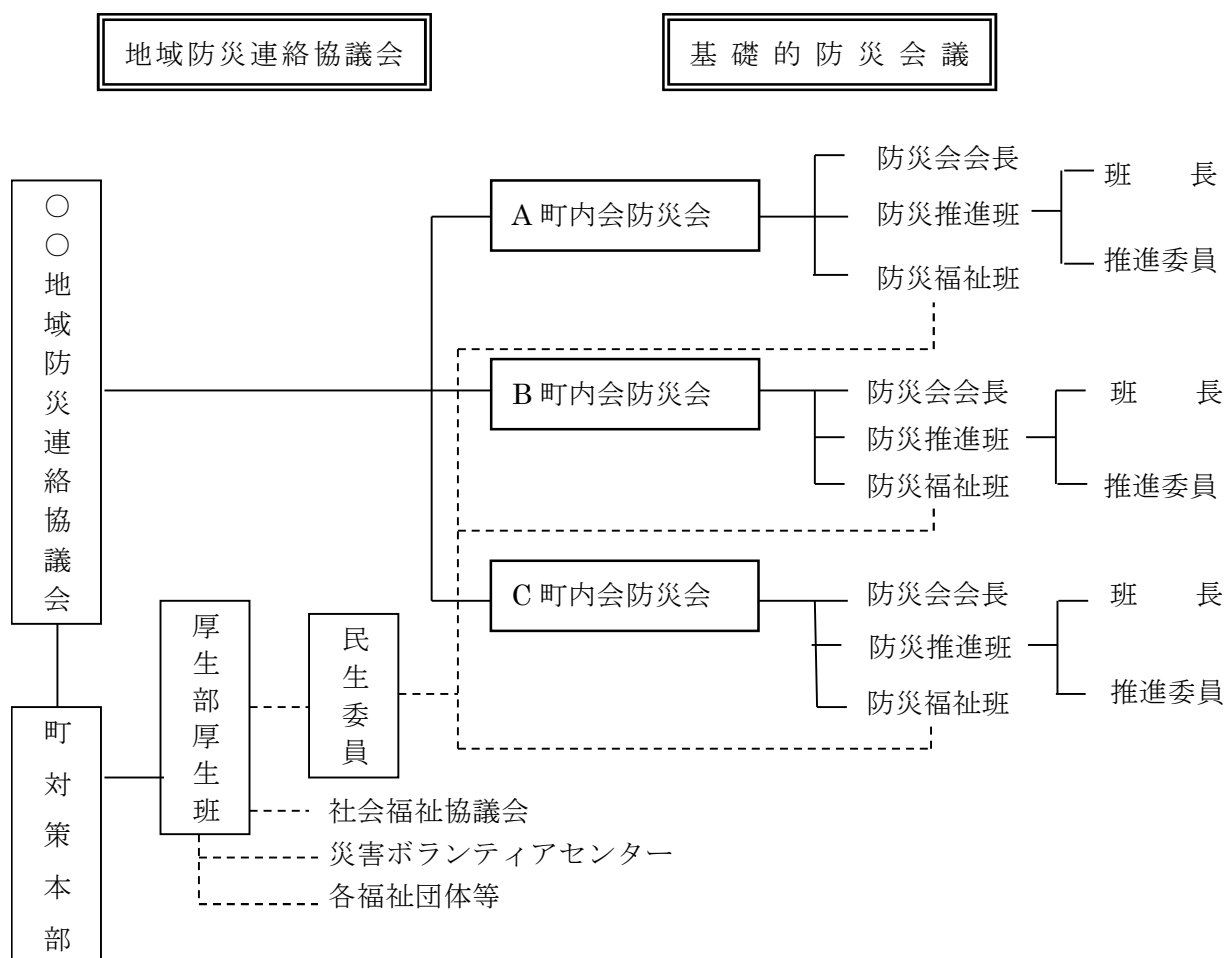
自主防災組織の活動を効果的に行うためには、既存の公民館等の組織を基本とした組織が適当であり、その組織の中で役割分担を明確にすることが必要である。

このため、基本的な組織編成として、次のような編成が必要と考えられる。

なお、組織の編成にあたっては、民生委員と防災福祉班（公民館等の福祉部等の構成）が協力し、障がい者、高齢者等の避難行動要支援者に対する安全確保、避難誘導等に対応するように努める。

- (1) 地域防災連絡会議 ----- ・避難場所地域内の公民館等で構成し、地域内防災推進方策の検討、相互連絡調整を行う。
- (2) 防 災 会 会 長 ----- ・公民館等の防災組織の責任者で、町又は町対策本部との連絡調整の総括者
- (3) 防 災 推 進 班 ----- ・災害時の公民館等における町民の安全・被災状況等の掌握並びに救急機関等への通報の任にあたる。
----- ・避難の誘導指示にあたる。
----- ・日常活動として公民館等防災意識の啓蒙普及、指導を行う。
- (4) 防 災 福 祉 班 ----- ・公民館等の福祉部等で構成する。
 - ・町内会（駐在区）における障がい者、独居老人の安否確認、安全確保にあたりとともに民生委員と連携をとる。
 - ・防災推進班と連携して障がい者、独居老人等の避難行動要支援者の避難誘導にあたりとともに、状況に応じてボランティア等の要請を行う。
 - ・日常活動として、障がい者及び独居老人等の防災対策を検討し、町内会（駐在区）町民に啓発する。

(例)



3 組織の活動

(1) 平常時の活動

- ア 防災知識の普及
- イ 地域・家庭の安全点検
- ウ 独居老人等の避難行動要支援者の状況掌握
- エ 防災訓練の実施、又は町等が実施する防災訓練の参加協力
- オ 町民の防災思想の普及及び研修会等の実施

(2) 災害時の活動

- ア 町民の被害状況等の把握と罹災者の応急対応
- イ 町及び町対策本部又は防災機関への連絡・要請活動
- ウ 出火防止及び初期消火
- エ 町民の避難誘導
- オ 避難所での援護・協力
- カ 町が行う給食・救援物資の配布活動への協力

(3) 避難行動要支援者の救援活動

町内多数の避難行動要支援者（独居）の保護、安全確認については、民生（児童）委員との連携による自主防災組織の活動、協力を基本として実施する必要がある。

- ア 町民の安全確認と保護
- イ 医療手配等の応急的対応

ウ 避難誘導援護（町長から避難準備情報が出された場合を含む）

4 防災資機材等の整備

自主防災組織が災害時に応急活動あるいは避難行動等をとるためには、日頃から組織として必要な資機材等を備えておくことが望ましい。

そのため、自主防災組織の育成と活動促進を円滑に推進するためには側面から支援していくことが必要である。

第3節 防災訓練計画

災害応急対策を円滑に実施するため、防災に関する知識及び技能の向上と町民に対する防災知識の普及を図ることを目的とした防災訓練は本計画の定めるところによる。

1 訓練実施機関

訓練は、町防災会議の構成機関の長、公共的団体の長、防災上重要な施設の管理者等、災害予防責任者が自主的に訓練計画を作成し、若しくは実施し又は他の災害予防責任者と共同して実施するものとする。

2 訓練の種別

訓練実施機関は、それぞれの災害応急対策の万全を期するため、次に掲げる訓練を実施するものとする。

- (1) 総合防災訓練
- (2) 災害通信訓練
- (3) 水防訓練
- (4) 消防訓練
- (5) 避難救助訓練
- (6) 非常招集訓練
- (7) 防災図上訓練
- (8) その他災害に関する訓練

3 町及び町防災会議が実施する訓練

町及び町防災会議は、各関係機関と緊密な連携のうえ訓練を実施するものとする。

4 相互応援協定に基づく訓練

町及び防災関係機関等は、協定締結先と相互応援の実施についての訓練を実施するものとする。

5 民間団体等との連携

町及び防災関係機関等は、防災の日や防災週間等を考慮しながら、社会福祉協議会、水防協力団体、自主防災組織、ボランティア団体及び避難行動要支援者を含めた町民等と連携した訓練を実施するものとする。

6 複合災害に対応した訓練の実施

防災関係機関等は、地域特性に応じて発生可能性が高い複合災害を想定した図上訓練や実働訓練等に努めるとともにその結果を踏まえて職員及び資機材の投入や外部支援の要請等についての計画・マニュアル等の充実に努めるものとする。

第4節 避難行動要支援者対策計画

災害発生時に必要な情報を得ることや迅速かつ適切な避難行動をとることが困難な高齢者、障がい者、妊産婦、乳幼児、外国人など避難行動要支援者の安全の確保に関する計画は、次のとおりである。

1 避難行動要支援者に対する対策

本町に居住する要支援者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であつて、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するもの（以下「避難行動要支援者」という。）の把握に努めるとともに、防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、日頃から社会福祉協議会、町内会（駐在区）や民生委員等と連携をはかり、避難行動要支援者の個人情報には十分配慮しながら、特に障がい者のみの世帯および独居老人等の生活状況に意を用いて実態調査把握に努め、きめ細かな緊急時の連絡体制の確立を図る。

（避難支援プランについては、「資料11 土幌町避難行動要支援者避難支援プラン」参照）

2 避難行動要支援者名簿の作成

避難行動要支援者の避難支援、安否確認及び生命又は身体を災害から保護するために必要な措置（以下「避難支援等」という。）を実施するための基礎とする名簿（以下「名簿」という。）を作成する。

（1）名簿に掲載する者の範囲

- （ア）介護保険認定者のうち在宅で生活している要介護度3～5の者
- （イ）障がい者手帳保持者のうち1・2級の者
- （ウ）妊産婦及び乳幼児
- （エ）難病患者
- （オ）療育手帳A・B級保持者
- （カ）日本語に不慣れな在住外国人
- （キ）65歳以上の一人暮らし高齢者、75歳以上の高齢者のみの世帯の者等
- （ク）その他、災害時において配慮を必要とすると認められる者

（2）名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法

名簿には、避難行動要支援者の氏名、生年月日、性別、住所又は居所、電話番号、避難支援等を必要とする事由、その他避難支援等の実施に関し町長が必要と認める事項を掲載する。名簿を作成するにあたり、避難行動要支援者に該当する者を把握するために、保健福祉課で把握している障がい者や要介護者等の情報を集約する。

（3）名簿情報の更新

避難行動要支援者の状況は常に変化し得ることから、名簿情報を更新する期間や仕組みをあらかじめ取り決め、名簿情報を最新の状態に保つ。

3 名簿情報の提供先と支援体制

災害発生時に避難行動要支援者の安全確保を図るため、避難行動要支援者本人（本人に同意能力がない場合は、同居の家族もしくは主たる介護者）の同意を得て、消防機関、警察機関、民生委員、社会福祉協議会、自主防災組織その他の避難支援等の実施に携わる関係者（次項において「避難支援等関係者」という。）に対し、名簿情報を提供し、協力を得ながら、避難支援等の体制づくりを進める。

また、災害発生時には避難行動要支援者本人の同意の有無にかかわらず、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に対し、名簿情報を提供する。

4 名簿情報の提供に際しての漏えい防止のための措置

名簿情報の提供を避難支援等関係者その他の者に限定するほか、提供先に対し、守秘義務の遵守、施錠可能な場所での保管、必要以上の複製の禁止等を指導するなど、名簿情報の漏えい防止のための措置を講ずる。

5 避難支援等関係者の安全確保

避難行動要支援者に対する避難支援等は、避難支援等関係者の安全が確保できる範囲とし、このことを避難行動要支援者に理解してもらうこととする。

6 妊産婦、乳幼児対策

(1) 妊産婦、乳幼児、保護者、保育職員に対する防災教育

防災訓練や防災講座、防災パンフレット等により妊産婦、乳幼児、保護者、保育職員の防災意識の向上を図る。

(2) 地域ぐるみの避難援助体制づくり

家庭や保育施設における避難体制を迅速にするため、地域の防災訓練等を通じて、町内会（駐在区）や保育施設を有する事業所等、地域ぐるみでの乳幼児避難援助体制の確保に努める。

(3) 施設の安全確保

保育所等の施設については、耐震化を図るとともに、施設内の電気器具や窓ガラス、備品等に対する安全対策に努める。

7 高齢者、障がい者対策

(1) 防災意識の普及・啓発

高齢者や障がい者及びその介護者に対して、災害時に適切な行動がとれるように、啓発パンフレット配布等による防災教育を徹底するとともに、防災に関する相談や助言について積極的に行う。

(2) 家屋や室内の安全確保

自力で避難することが困難な高齢者や障がい者にとっては、災害に備えて家屋や居室内の安全を確保することはきわめて重要である。

このため、居室内の家具の転倒防止器具等の取り付けの奨励や安全対策に努める。

(3) 施設の安全確保等

特別養護老人ホーム等の利用者や入所者は、寝たきりの高齢者や障がい者等のいわゆる避難行動要支援者であるため、その管理者は、施設の災害に対する安全性を高めることが重要である。

また、電気・水道等の供給停止に備えて、施設入所者が最低限度の生活維持に必要な食糧、飲料水・医薬品等の備蓄に努めるとともに、施設の機能の応急復旧等に必要な防災資機材の整備に努める。

施設管理者は、災害時において、迅速、かつ、的確に対処するため、予め防災組織を整え、施設職員の任務分担・動員計画・緊急連絡体制等を明確にし、災害の発生に備え、土幌消防署等への早期通報が可能な非常通報装置を設置するなど、緊急時における情報伝達の手段・方法を確立する。

8 外国人に対する対策

(1) 防災意識の普及・啓発

町内に在住する外国人に対する防災意識の普及・啓発を図るために、外国人向け防災パンフレットを配布するとともに、地域防災訓練への参加や防災教育等の指導を行う。

9 救助活動

(1) 避難行動要支援者の早期発見

災害発生後、直ちにあらかじめ把握している避難行動要支援者について、居住に残された避難行動要支援者の早期発見に努める。（安否の状況）

(2) 避難所等への移送

避難行動要支援者を発見した場合は、速やかに負傷の有無や周囲の状況等を総合的に

判断して、避難所への移動、病院への移送及び施設等への緊急入所の措置を講ずる。

(3) 応急仮設住宅への優先的入居

応急仮設住宅への入居にあたり、避難行動要支援者の優先的入居に努めるものとする。

(4) 在宅者への支援

在宅での生活が可能と判断された場合は、その生活実態を的確に把握し、適切な援助活動を行う。

(5) 応援依頼

救助活動の状況や避難行動要支援者の状況を把握し、適宜、道、隣接市町村等へ応援を要請する。

第5節 食料等の調達・確保及び防災資機材等の整備

町は、災害時において町民の生活を確保するための食料、飲料水等の確保、及び災害発生時における応急対策活動を円滑に行うための防災資機材等の整備に努めるとともに、町内の備蓄量、供給事業者の保有量の把握に努める。

1 食料等の確保

- (1) 町は、予め食料関係機関及び保有業者と食料調達に関する協定を締結するなど、食料、飲料水、燃料及び毛布等生活必需品等の備蓄・調達体制を整備し、災害時における食料その他の物資の確保に努める。

また、町長は、応急飲料水の確保及び応急給水資機材の整備(備蓄)に努める。食料等の備蓄に際し、避難行動要支援者への配慮にも努めるものとする。

現状の備蓄状況については、「資料5 防災資機材等保有状況一覧」参照。

- (2) 道は、「災害時における乾パン及び乾燥米飯の取扱要領」により、乾パン及び米穀の確保に努める。

- (3) 町は、防災週間や防災関連行事等を通じ、町民に対し、最低3日間分(推奨1週間)の食料及び飲料水、携帯トイレ、トイレトペーパー等の備蓄に努めるよう啓発を行う。

2 防災資機材の整備

町は、災害時に必要とされる資機材の整備充実を図るとともに、積雪・寒冷期において発生した場合の対策として、避難所等での暖房器具・燃料等の整備に努める。

3 備蓄倉庫等の整備

町は、防災資機材倉庫の整備に努める。「資料5 防災資機材等保有状況一覧」参照。

4 道の駅ピア21しほろにおける防災資機材等の整備

防災拠点施設である「道の駅ピア21しほろ」においても食料並びに防災資機材を整備する。資機材の使用については、北海道開発局との協定に基づき行うものとし、住民並びに士幌町に一時滞在等している者に対し支援をする。

第6節 避難体制整備計画

災害から町民の生命・身体を保護するための指定緊急避難場所及び指定避難所の確保及び整備等に関する計画は、次のとおりである。「資料1 地区別指定緊急避難場所・指定避難所一覧」参照。

1 指定緊急避難場所及び指定避難所の確保

町は、大規模災害から町民の安全を確保するために必要な、指定緊急避難場所及び指定避難所(以下「避難場所等」という。)、避難経路等の整備を図るものとする。

避難場所等は、当該施設の管理者の同意を得て、町長が指定をする。なお、町長は指定

をした時には北海道知事へ届け出を行うとともに、公示しなければならない。

また、影響範囲の大きい災害については、避難所に収容しきれない場合があることから、隣接市町村等との避難者の相互受入協定などにより、収容能力の確保を図ることとする。なお、避難所を指定する際にあわせて広域一時滞在の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの被災者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努めるものとする。

(1) 指定緊急避難場所

災害が発生し、又は発生する恐れがある場合にその危険から逃れるための避難場所として、洪水や地震など異常な現象の種類ごとに安全性等の一定の基準を満たす施設又は場所

(2) 指定避難所

災害の危険があり避難した町民等を、災害の危険性がなくなるまでに必要な間滞在させ、または災害等により家に帰ることができない町民等を一時的に滞在させるための施設

(3) 避難場所等の選定要件

- ア 救援、救護活動を実施することが可能な地域であること。
- イ 浸水等の被害の修正（該当箇所）がないこと。
- ウ 給水、給食等の救助活動が可能であること。
- エ 地割れ、崖くずれ等が予想されない地盤地質地域であること。
- オ 耐震構造で倒壊、損壊などの修正（該当箇所）がないこと。
- カ その他被災者が生活する上で町が適当と認める場所であること。

(4) 避難場所等の管理

- ア 避難所を開設する場合は、管理責任者を予め定めておくこと。
- イ 避難所の運営に必要な資機材等を予め整備しておくこと。
- ウ 休日・夜間等における避難所の開設に支障がないようにしておくこと。

(5) 広域避難場所の整備

建築物が密集する市街地が広範囲にわたる場合は、大規模火災から町民の安全を確保するため、避難が必要な地域の町民を対象とする広域避難場所を整備するものとする。

また、観光地や昼夜の人口変動が大きい地域にあっては、それらを考慮したものとし、整備に当たっては、特に高齢者、障がい者、外国人等の避難行動要支援者の利用に十分配慮する。

(6) 広域避難場所の選定要件

- ア 火災から避難を考え、公園、緑地、グラウンド（校庭を含む）、公共空地など空間を充分確保できること。
- イ 崖崩れや浸水などの危険のないこと。
- ウ 付近に危険物保管場所等が設置されていないこと。

2 避難場所の標識の設置

町は、避難場所等や避難経路に案内標識を設置する等、緊急時に町民等の速やかな避難が確保されるよう整備しておくものとする。

3 避難場所、避難所の町民への周知

避難場所の指定を行った町は、町民に対し、次の事項の周知徹底を図る。

(1) 避難場所等の周知

避難場所の指定を行った場合は、次の事項につき、町民に対する周知徹底に努める。

- ア 避難場所の名称、所在地

- イ 避難対象世帯の地区割り
- ウ 避難場所への経路及び手段
- エ 避難時の携帯品等注意すべき事項
- (2) 避難のための知識の普及
 - ア 平常時における避難のための知識
避難経路、家族の集合場所や連絡方法など
 - イ 避難時における知識
安全の確保、移動手段、携行品など
 - ウ 避難後の心得
集団生活、避難先の登録など

4 避難計画等の策定

(1) 避難勧告等の具体的な発令基準

町は、避難指示（緊急）、避難勧告等により一般住民に対して避難を呼びかけるとともに、高齢者、障がい者等の避難行動要支援者が早めの段階で避難行動を開始することを求める、避難準備高齢者等避難開始等について、河川管理者、気象庁等の協力を得つつ、洪水、土砂災害等の災害事象の特性、収集情報を踏まえ、避難すべき区域や判断基準、伝達内容・方法等を明確にしたマニュアルを作成するものとする。「資料8、9 避難勧告等の判断・伝達マニュアル」参照

(2) 防災マップ、ハザードマップ等の作成及び住民への周知

町長は、住民の円滑な避難を確保するため、水防法に基づく浸水想定区域など、災害発生時に人の生命または身体に危険が及ぶおそれがあると認められる土地の区画を表示した図面に、災害に関する情報の伝達方法、避難場所等、避難経路など必要となる事項を記載した防災マップ、ハザードマップを作成し、印刷物の配布その他必要な措置を講じるよう努めるものとする。

(3) 避難計画

町の避難計画は、次の事項に留意して作成するとともに、自主防災組織等の育成を通じて避難体制の確立に努めるものとする。また、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦、外国人等の避難行動要支援者を速やかに避難誘導するため、町民、自主防災組織、関係団体、福祉事業者等の協力を得ながら、平常時より、情報伝達体制の整備、避難行動要支援者に関する情報の把握・共有、避難支援計画の策定等の避難誘導體制の整備に努めるものとする。

- ア 避難勧告又は指示を行う基準及び伝達方法
- イ 避難場所の名称、所在地、対象地区及び対象人口
- ウ 避難場所への経路及び誘導方法（観光地などについては、入り込み客対策を含む）
- エ 避難誘導を所管する職員等の配置及び連絡体制
- オ 避難場所の開設に伴う被災者救護措置に関する事項
 - (ア) 給水、給食措置
 - (イ) 毛布、寝具等の支給
 - (ウ) 衣料、日用必需品の支給
 - (エ) 負傷者に対する応急救護
- カ 避難場所の管理に関する事項
 - (ア) 避難中の秩序保持
 - (イ) 町民の避難状況の把握
 - (ウ) 避難町民に対する災害情報や応急対策実施状況の周知、伝達

(エ) 避難町民に対する各種相談業務

キ 避難に関する広報

(ア) 防災行政無線（移動）による周知

(イ) 広報車（消防、警察車両の出動要請を含む）による周知

(ウ) 避難誘導者による現地広報

(エ) 町民組織を通じた広報

5 被災者の把握

被災者の避難状況の把握は、被災者支援、災害対策の基本となるが、発災直後の町は、避難誘導や各種応急対策などの業務が錯綜し、居住者や避難所への収容状況などの把握に支障を生じることが想定される。

このため、避難所における入所者登録などの重要性について、避難所担当職員や避難所管理者に周知徹底を図るとともに、災害時用の住民台帳（データベース）など、避難状況を把握するためのシステムを整備するものとする。なお、個人データの取り扱いについては、町個人情報保護条例（平成17年条例第25号）に基づき、十分留意するものとする。

6 防災上重要な施設の管理等

学校、医療機関及び社会福祉施設の管理者は、次の事項に留意して予め避難計画を作成し、関係職員等に周知徹底を図るとともに、訓練等を実施することにより避難の万全を期するものとする。

- (1) 避難の場所
- (2) 経路
- (3) 移送の方法
- (4) 時期及び誘導並びにその指示伝達の方法
- (5) 保健、衛生及び給食等の実施方法
- (6) 暖房及び発電機の燃料確保の方法

第7節 相互応援体制整備計画

大規模災害が発生し、災害応急対策若しくは災害復旧の実施に際し他の者を応援する、又は他の者の応援を受けることを必要とする事態に備え、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

1 基本的な考え方

町及び防災関係機関は、災害発生時に迅速かつ効果的な災害応急対策が行えるよう、平常時から相互に協定を締結するなど、連携強化に努めるとともに、民間事業者の施設についても、輸送拠点の活用に関する協定の締結を検討するものとする。

また、大規模災害が発生した際に、被災市町村への応援体制を迅速かつ的確に実施できるよう、応援体制を構築するとともに、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の地方公共団体及び防災関係機関から応援を受けることができるよう、必要な準備を整えるものとする

2 相互応援体制の整備

- (1) 町は、道や他の市町村等の応援要求が迅速に行われるよう、あらかじめ災害対策上必要な資料の交換を行うほか、道や他の市町村との連絡先の共有をするなど、受援体制を整えておくものとする。
- (2) 防災関係機関は、あらかじめ、道、町、その他防災関係機関との連絡先の共有を図るとともに、災害対策本部との役割分担・連絡員の派遣などの連絡調整体制など、必要な準備を整えておくものとする。

第8節 情報収集・伝達体制整備計画

平時における防災関係機関等の情報交換及び情報伝達体制の整備等については、この計画に定めるところによる。

1 防災会議構成機関

災害の予測・予知や災害研究を推進するため、それぞれの機関が所有する計測・観測データや危険情報などの災害予測に資する情報を必要とする機関に提供するものとする。

また、これら情報の多角的な活用に向け、関係機関は情報を共有化するため通信ネットワークのデジタル化を推進するとともに、全国的な大容量通信ネットワークの体系的な整備に対応したシステムの構築に努めるものとする。

2 町及び防災関係機関

高齢者、障がい者等の避難行動要支援者にも配慮したわかりやすい情報伝達と、災害時要援護者等に対しても、確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図るものとする。

また、被災者等への情報伝達手段として、防災行政無線等の無線系の整備を図るとともに、有線系や携帯電話も含め、避難行動要支援者にも配慮した多様な手段の整備に努めるものとする。

第9節 建築物災害予防計画

町は、風水害、地震、火災等の災害から、建築物を防御するため必要な措置を講ずるものとする。

1 建築物防災の現状

本町の市街地（特に士幌市街、中士幌市街）には建築物が密集しており、火災の発生や延焼拡大の可能性はある。

※ただし、本町は都市計画法の適用外のため、防火地域、準防火地域の指定は無い。

2 予防対策

道及び町が実施する建築物の予防対策は、次のとおりである。

1 北海道

(1) 町が市街地の不燃化を図るため、土地利用の動向を勘案し、町に対し、防火地域及び準防火地域の指定を積極的に行えるよう情報提供を行う。

(2) 低層過密の市街地を再開発し、建築物の不燃化、都市空間の確保等により都市防火を図るため、市街地再開発事業を促進する。

なお、この際、市町村等市街地再開発事業を施工する者に対し、必要により技術援助を行うほか、この事業に要する経費の一部を補助する。

(3) 本道の住宅が木造建築物を主体に構成されている現状から、これら木造建築物について延焼のおそれがある外壁等の不燃化の促進を図るとともに、建築技能者等の研修を実施し、技能の向上を図るものとする。

2 町

建築物の密度が高く火災危険度の高い市街地において、不燃化対策を講ずるものとする。

建築基準法第22条、第23条の防火地域及び準防火地域以外の市街地について指定する区域内にある建築物の屋根の構造及び外壁については、不燃化対策を講ずるものとする。

※対象地区 士幌市街、中士幌市街

3 公共建築物の災害予防

公共建築物の建設にあたっては、敷地の選定に十分留意するとともに、耐震性を確保した建築物とする。

4 がけ地に近接する建築物の防災対策

道及び町は、がけの崩壊等で危険を及ぼすおそれのある区域において、建築物の建築制限を行うとともに、既存の危険住宅については、がけ地近接住宅移転事業制度を活用し、安全な場所への移転促進を図るものとする。

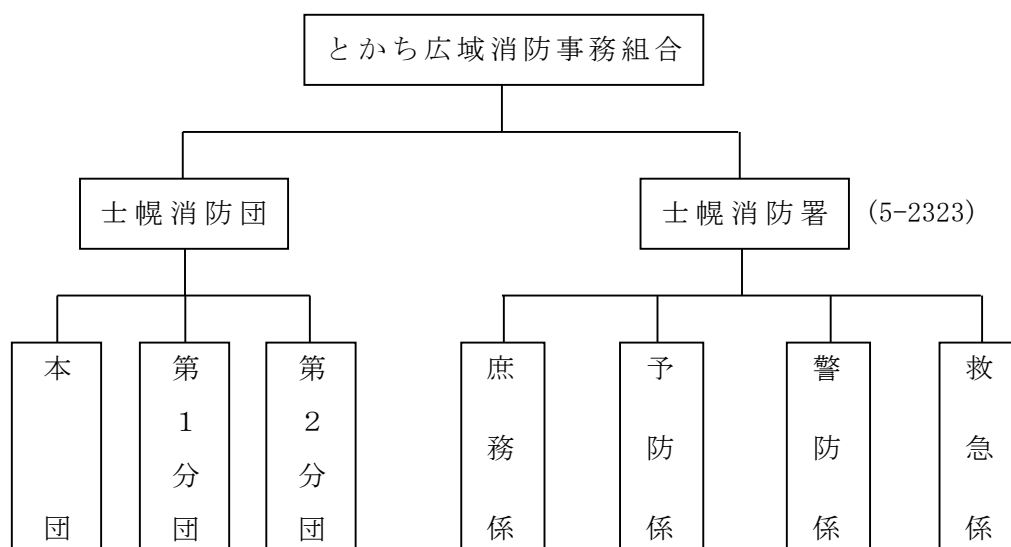
第10節 消防計画

暴風、異常乾燥及び地震等による大規模な火災が発生し、又は発生する恐れがある場合において、消防機関が十分にその機能を発揮するための組織、運営及び活動等については本計画の定めるところによる。

1 組織計画

消防事務は、地方自治法 第284条に基づく一部事務組合であるとかち広域消防事務組合において共同処理するものとし、その組織は次のとおりとする。

(1) 消防組織



(2) 非常時の組織機構

非常災害時の士幌消防署の防除活動、情報収集、災害通報及び消防広報活動等の諸活動を迅速かつ的確に遂行するための組織計画については、とかち広域消防事務組合消防計画第2章第2節による消防体制をとるものとする。

(3) 非常時の定義

非常時とは、次の各号に掲げる場合をいう。

- ア 火災警報が発令されたとき。
- イ 町対策本部が設置されたとき。
- ウ その他異常気象等により災害による被害の発生危険が極めて高いとき。

2 消防力整備計画

この計画は、消防力の現勢を正しく把握し、消防力の整備指針（平成12年消防庁告示第1号）及び消防水利の基準（昭和39年消防庁告示第7号）等に準拠して、予想される災害の規模、態様等あらゆる災害に対応できる消防力の増強及び更新等の整備計画をたて実施するものとする。

さらに、大規模・特殊災害に対応するための、高度な技術・資機材を有する救助隊の整備の推進、先端技術による高度な技術の開発にも努めるものとする。

現有消防施設状況は、次のとおりである。

職員・団員及び車両

	職員・団員	水槽付きポンプ車	化学ポンプ車	小型動力ポンプ付水槽車	林野火災工作車	救急車	人員輸送車	資材搬送車	その他
消 防 署	19		1	1	1	2			2
本 団	7								
第 1 分 団	33	2					1	2	1
第 2 分 団	14	1					1		
計	73	3	1	1	1	2	2	2	3

3 調査計画

この計画は、士幌消防署が災害発生時、適切に防御活動を行うことができるように地理、水利、災害危険区域等について行う調査で、次の区分による。

(1) 警防調査

地形、地物、道路、橋梁、河川、建物、危険物施設、水利を要する地域及び施設等、その他災害防除上注意を要する箇所等について行う。

(2) 水利調査

消火活動に必要な消火栓、防火水槽、貯水池等消防用水利として使用可能なものの状況の変化について行う。

4 火災予防

災害を未然に防止し、若しくは災害が発生した場合、その被害を最小限にとどめるために火災予防指導、火災予防査察、風水害等の予防指導及び広報活動に努める。

(1) 火災予防指導

防火対象物の関係者、防火管理者、危険物取扱者、消防設備士、その他自主防災組織及び一般町民を対象に火災予防を重点とし、講習会、現地指導、パンフレット配布等による指導に努める。

(2) 予防査察

火災を未然に防止し、若しくは火災の被害を軽減するために、定期査察、臨時査察、特別査察を行う。

(3) 防火思想の普及

ア 諸行事による普及

年2回の火災予防運動を実施し、映画会の開催、防火チラシ及びポスター等の防火資料の配布を行い防火思想の普及に努める。

イ 民間防火組織による普及

町内会（駐在区）、職域自衛消防組織等の結成促進をはかり、さらに防火管理者協会、危険物安全協会等を通じ、積極的に防火思想の普及拡大に努める。

ウ 防火組織の育成、指導

各防火団体に対し、研修会、講習会、防火映画の開催、通報、消火、避難の指導等、防火組織の育成普及に努める。

エ 危険物の規制

危険物製造所等については、施設の適否、設備等について定期的に査察調査を実施し、危険物の製造、貯蔵その他取扱について指導するとともに、防火、防災思想の向上とその対策を推進する。

5 警報発令伝達

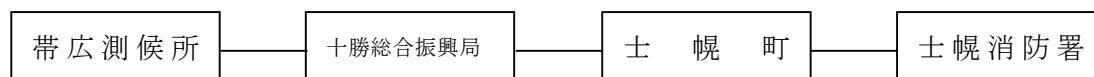
（１）火災警報発令基準

管理者は、帯広測候所が発表した火災気象通報を十勝総合振興局から受けたとき、若しくは、気象の状況が火災予防上危険であると認めるときは、火災警報を発令するとともに、消防署長に通報するものとする。（町長が火災警報を発令することができるのは、火災気象通報を受けたとき又は気象の状況が火災の予防上危険であると認めたとき 消防法第22条第3項より）

（ア）火災気象通報基準

	基 準
火 災 気 象 通 報	実効湿度が 60%以下で最小湿度 30%以下の場合、もしくは平均風速で 12m/s 以上が予想される場合。なお、平均風速が 12m/s 以上であっても、降水及び降雪の状況によっては、火災気象通報を行わない場合がある。

（イ）伝達系統



（２）伝達及び周知方法

火災警報を発令した場合、次により町民に対し、非常時に伴う火災の予防、その他必要な事項について周知徹底を図る。

ア サイレン、吹き流し、旗及び掲示板

イ 街頭放送及び広報車による広報活動

（３）解除

火災警報の解除は、平常気象に復し火災予防上危険がないと認めるときは、これを解除する。

6 火災警防

火災の防除のため、概ね次のとおり警防活動を行う。

（１）消防職員、消防団員の招集

災害の規模に応じ、消防職員、消防団員を招集し消防力の強化を図る。

（２）出動体制

ア 火災出動

火災の規模及び気象状況により、北十勝消防事務組合消防本部の消防計画第9章第

2節の出動区分に基づき第1種出動から第3種出動区分により出動する。

イ 救助出動

人命救助を必要とする事故が発生した場合、及び特殊な災害で消防長又は消防署長が必要と認めたときは、第1種出動から第3種出動までの区分により出動を行う。

(3) 防御活動

人員、機械及び施設を効率的に運用して災害の拡大防止に努める。

(4) 避難誘導

町民及び罹災者の避難誘導は、避難救出計画で指定する一時避難場所又は収容避難場所に迅速且つ的確に避難させる。

(5) 救助及び救急活動

災害事故等による要救助者の救出及び傷病者に応急措置を施し、速やかに医療機関に輸送するための救助体制をとる。

(6) 現場広報活動

災害の状況、気象その他の情報を町民に周知し、2次災害の防止を図る。

7 応援協力

災害の規模により、単独では十分な災害応急対策を実施できない場合、士幌消防署は「北海道広域消防相互応援協定」に基づき応援を要請するものとする。

8 教育訓練

消防職員、消防団員は、町民の生命及び財産を災害から保護する重要な人的消防力であるため、物的消防力の拡充強化とともに、職員、団員の資質と能力の向上、体力の錬成、規律の保持、協同精神のかん養を図り、もって効率的な防災活動を遂行できるよう、教育訓練を計画的に実施する。

第11節 水害予防計画

水害の発生を未然に防止し、又は被害の軽減を図るための予防対策上必要な計画は次のとおりである。

1 現況

本町の河川数は、1級河川が11本、準用河川が0本、普通河川が47本となっている。このうち、特に降雨、融雪等で河川が増水、河川の溢流、堤防の決壊等により災害が予想される被害発生予想区域は、(1)のとおりである。

(1) 水防区域

降雨、融雪等で河川が増水し、河川の溢流、堤防の決壊等により災害が予想される危険予想区域。

平成30年2月末現在

地区名	被 害 発 生 予 想 区 域					整 備 計 画	
	警戒地域 延 長 (m)	水 系 河 川 名			災害の 要 因	機関	概 要
		流心距離 (km)	水 系	河川名			
吉 野	右岸 1,100	合流点から 25.9	十勝川	音更川	氾 濫	開発局	実施済
常 盤 西士幌	左 岸 樋門箇所	合流点から 26.2	〃	〃	決 壊	〃	実施済
下居辺	両岸12,500	合流点から 19.3 (町界)	〃	居辺川	決 壊	道	道単改修 (一部) S54完了 H29～H35 工事予定
西 上	両岸 700	合流点から 5.0	〃	ウツブ川	氾 濫	〃	道単改修 H16完了
佐 倉	両岸 3,700	合流点から 24.0	〃	士幌川	氾 濫	〃	H29～H35 工事予定
西 上	両岸 800	合流点から 18.6	〃	ハソケチン川	氾 濫	〃	H33～H35 工事予定

2 予防対策

町は、次のとおり予防対策を実施するものとする。

- (1) 気象等警報・注意報並びに情報等を迅速に町民に伝達するため、関係事業者の協力を得つつ、防災行政無線、北海道防災情報システム、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、ワンセグ等を用いた伝達手段の多重化、多様化を図るとともに、水防上警戒を要する区域の指定及び水防資機材の備蓄等所要の措置を講じ、水防体制の確立を図るものとする。
- (2) 浸水想定区域の指定のあったときは、町計画において、少なくとも当該浸水想定区域ごとに、洪水予報等の伝達方法、避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項並びに浸水想定区域内に地下街等、要配慮者利用施設及び大規模工場等が利用する施設で当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合にはこれらの施設の名称及び所在地について定めるものとする。
- (3) 町計画において浸水想定区域内の地下街等、要配慮者利用施設及び大規模工場等が利用する施設で当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものについては、当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう洪水予報等の伝達方法を定めるとともに、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じるものとする。

※（2）（3）で地下街等及び該当施設なし。

3 水防計画

水防に関する計画は、水防法に基づき作成した士幌町水防計画の定めるところによる。

第12節 風害予防計画

風による公共施設、農耕地、農作物の災害を予防するための計画は、次のとおりである。

1 予防対策

国、道及び町、施設管理者は、次のとおり予防対策を実施するものとする。

(1) 北海道森林管理局、北海道

風害を防ぐため、防風林造成事業等の治山事業を推進するものとする。

(2) 北海道、町

農作物の風害予防のため、時期別・作物別の予防措置及び対策を指導するとともに、耕地保全、作物の生育保護のため、耕地防風林の合理的な造成について指導するものとする。

学校や医療機関等の応急対策上重要な施設の安全性の向上に配慮するものとする。

(3) 町、施設管理者

家屋その他建築物の倒壊等を防止するための緊急措置は、それぞれの施設管理者が行うものであるが、状況に応じて町は施設管理者に対して、看板やアンテナ等の固定など強風による落下防止対策等の徹底を図るものとする。

第13節 雪害対策計画

異常降雪等により予想される豪雪、暴風雪等の災害時における、防災関係機関の業務については、本計画の定めるところによる。

1 実施責任者

(1) 一般国道で北海道開発局所管にかかる道路は、帯広開発建設部が行う。

(2) 一般道道で北海道所管にかかる道路は、帯広建設管理部が行う。

(3) 町道については、士幌町（施設部輸送班）が行う。

(4) 道路除雪にかかる各機関の除雪作業の基準は、次のとおりである。

ア 北海道所管

種 類	標 準 交 通 量	除 雪 目 標
第 1 種	1,000台／日以上 of 道路	・ 2車線以上の幅員確保を原則とし、異常な降雪時以外は常時交通を確保する。 ・ 異常降雪時には降雪後5日以内に2車線を確保する。
第 2 種	500～1,000台／日の道路	・ 2車線幅員確保を原則とするが、状況により1車線幅員で待避所を設ける。 ・ 異常降雪時には約10日以内に2車線又は1車線確保を図る。
第 3 種	500台／日以下の道路	・ 1車線幅員で必要な待避所を設けることを原則とする。

イ 町所管

種 類	標 準 交 通 量	除 雪 目 標
第1次	主としてスクールバス路線	バスの通行を確保する。
第2次	牛乳集荷路線	牛乳を集荷するための集乳車の通行を確保する。
第3次	その他の主要路線	車両等の通行は確保するが、一時的に交通不能となることもある。
歩 道 除 雪		通学道路等主な歩道で指定路線を実施する。

(5) 町除雪出動基準

積雪10cm以上を目安として、出動する。

(6) 交通規制

警察（士幌駐在所等）は、雪害による交通の混乱を防ぐため、必要により通行の禁止、駐車制限等の交通規制を行う等の措置を講ずるものとする。

2 公共施設等の機能確保

学校、病院その他人命、住民活動に直接関係する公共施設等に通じる道路については、町道の中で優先的に除雪を行うほか、病人、妊産婦等の医療機関への緊急搬送の必要のあるときは、除雪車両を派遣するものとする。このほか各対策部は除雪班の協力を求め、所管に係る公共施設の機能確保のため、必要かつ適切な措置を講ずるものとする。

3 排雪

道路管理者は、排雪に伴う雪捨て場の設定にあたっては、特に次の事項に配慮するものとする。

(1) 雪捨て場は、交通に支障のない場所を選定すること。

やむを得ず道路側面等を利用する場合は、車両の待避所を設けるなど、交通の妨げにならないよう配慮するものとする。

(2) 河川等を利用し、雪捨て場を設定する場合は、河川管理者と十分協議のうえ、決定するものとし、投下の際には溢水災害等の防止に努めなければならない。

(3) 雪捨て場の指定状況

士 幌雪捨て場

中士幌雪捨て場

4 除排雪機械配置状況

道路除排雪は、町有車両によるほか民間借上により実施する。

第14節 融雪災害対策計画

異常降雪下において、春の融雪期に災害の発生及び災害が発生すると予想される場合は、本計画の定めるところにより応急対策を行うものとする。

1 気象状況の把握

町は、関係機関と緊密な連絡のもとに、降雪の状況、低気圧の発生及び経路の状況並びに降雨、気温の上昇等を把握し、融雪出水の予測に努めるものとする。

2 重要水防区域の警戒

施設班は、予想される区域の巡視警戒を行い本部長（町長）に報告するものとする。

3 河道内の障害物の除去

なだれ、積雪、除雪、結氷等により河道が著しく狭められ、被害発生が予想される場合、融雪出水前に河道内の除雪、結氷破砕等障害物の除去に努め、流下能力の確保を図るものとする。ただし、防災会議の定めるところにより、重要水防区域における河道内の除雪、結氷の破砕等障害物の除去については、国、道の河川管理者に要請する。

4 排水溝、雨水桝の点検

排水溝、雨水桝の砕氷、除雪等を行い、排水の確保にあたるものとする。

5 低地帯の排水処理

低地帯における雨水、融雪水の処理については、町民の協力を得るとともに、状況に応じて、排水路の確保、ポンプアップ等適切な処理を行うものとする。

6 道路の除雪

道路管理者は、融雪、なだれ、結氷等により道路交通が阻害される恐れがあるときは、道路の除雪、結氷の破砕等障害物の除去に努め、道路の効率的な活用を図る。

7 水防資機材の整備点検

町は水防活動に迅速かつ効率的に対処するため、水防資機材の整備点検を行うとともに資機材調達先業者とも十分な打ち合わせを行い緊急時に対処しておく。

第15節 土砂災害の予防計画

土砂災害を予防するための計画は、次のとおりである。

1 現況

(1) 地すべり、崖崩れ等予想区域

降雨や地形的条件により、地すべり等が予想される区域。

被 害 発 生 予 想 区 域				整 備 計 画	
地区名	場 所	災害の要因	警戒区域 (メートル)	機 関	概 要
下居辺	下居辺第2	地すべり	10.0	町	一部改良済、残部計画なし
〃	小林の沢	〃	7.0	道	治山事業検討中
〃	矢野の沢	〃	3.0	〃	〃
〃	五 の 沢	〃	10.0	〃	〃
〃	木沢の沢	〃	2.0	〃	〃
〃	清澄の沢	〃	5.0	〃	一部実施済
〃	増田の沢	〃	0.5	〃	治山事業検討中
〃	佐藤の沢	〃	1.0	町	実施済 (H16)
〃	佐藤の沢その2	〃	1.0	道	実施済 (H23～H24)
〃	柴山の沢	〃	0.7	道水産・林務部	一部実施済 (H14～15)
〃	J A の 沢	〃	1.0	道水産・林務部	計画検討中
〃	河野の沢	〃	1.4	町	実施済 (H14)

平成30年2月末現在

(2) 土石流危険区域

被害発生予想区域						整備計画	
地区名	水系	河川名	溪流名	溪流概況		機関	概要
				溪流長 (km)	面積(㎡)		
ワカクネツブ	十勝川	居辺川	五の沢川	0.91	2.0	道	計画検討中
下居辺	〃	二の沢川	二の沢川	1.90	3.7	〃	〃
佐倉	〃	士幌川	東台一の沢川	1.15	0.0	〃	〃
士幌	〃	居辺川	木沢の沢	0.5	1.0	〃	〃
〃	〃	〃	朝陽の沢	0.4	1.0	〃	実施済
〃	〃	〃	瀬口の沢	0.7	1.0	〃	〃
下居辺	〃	〃	小林の沢	0.5	2.0	〃	計画検討中
〃	〃	〃	農場の沢	0.5	5.0	〃	一部実施済
〃	〃	〃	矢野の沢	0.5	1.0	〃	計画検討中
〃	〃	〃	学校の沢	1.0	2.0	〃	一部実施済
中士幌	〃	士幌川	清野の沢	0.5	2.0	〃	〃
〃	〃	〃	東台の沢	0.5	1.0	〃	実施済
士幌	〃	〃	藤内の沢	0.5	3.0	〃	一部実施済

平成30年2月末現在

(3) 山地災害危険地区

ア 民有林 山腹崩壊危険地区

字	地区名	人家戸数(戸)	道路数(m)
字士幌	朝陽の沢	1	1000
字下居辺	清澄の沢	0	100
字下居辺	柴山の沢	0	200

イ 民有林 地すべり危険地区

平成30年2月末現在、該当箇所無し。

ウ 民有林 崩壊土砂流出危険地区

字	地区名	平均溪流 延 (m)	危険地区面 積 (ha)	人家戸数 (戸)	道路数 (m)
字士幌	木沢の沢	5 0 0	1 . 2	2	2 0 0
字士幌	朝陽の沢	3 0 0	0 . 7 2	1	7 0 0
字士幌	瀬口の沢	8 0 0	1 . 9 5	0	5 0 0
字下居辺	小林の沢	8 0 0	1 . 9 5	0	1 0 0
字下居辺	農場の沢	1 0 0 0	2 . 2 5	1 2	1 0 0 0
字下居辺	矢野の沢	8 0 0	1 . 9 5	1	4 0 0
字下居辺	学校の沢	8 0 0	1 . 1 7	4	6 5 0
字中士幌	清野の沢	8 0 0	1 . 9 5	2	4 0 0
字中士幌	東台の沢	7 0 0	1 . 0 8	0	3 0 0
ワッカクンネツプ	五の沢	3 0 0	1 . 2	2	4 0 0
字士幌	藤内の沢	2 0 0	0 . 9	0	5 0

平成30年2月末現在

2 予防対策

町は、土砂災害警戒区域等の指定地域について、町計画に基づいて警戒区域における円滑な警戒避難が行われるための事項を整備するとともに、町民への周知を行うものとする。（※土砂災害警戒情報〔平成20年運用開始〕の詳細についても周知を行うものとする。）

また、土砂災害警戒区域ごとに情報収集及び伝達、避難、救助、その他当該区域の土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制等及び当該警戒区域内に主として高齢者等の避難行動要支援者が利用する施設がある場合は、当該施設の利用者の円滑な警戒避難が行われるよう土砂災害に関する情報等の伝達方法について、町計画に定め、町民の安全を確保するものとする。

3 形態別予防計画

1 地すべり等予防計画

土地の高度利用と開発に伴って、地すべり災害が多発する傾向にあり、ひとたび、地すべりが発生すると、多くの住家、農耕地、公共施設等に被害が発生し、二次的被害では、山地の崩壊による土石流災害の発生、河川の埋没による冠水災害にもつながるため、国、道及び町は、次のとおり地すべり防止の予防対策を実施するものとする。

町は、町民に対し、地すべり防止区域の周知に努めるとともに、町計画において必要な警戒避難体制に関する事項について定めるものとする。

危険区域の町民に対し、斜面等の異常（亀裂、湧水、噴水、濁り水）の報告や町民自身による防災措置（自主避難等）などの周知・啓発を図る。

2 急傾斜地の崩壊（がけ崩れ）等予防計画

土地の高度利用と開発に伴って、がけ崩れ災害が多発する傾向にあり、ひとたび、がけ崩れが発生すると、多くの住家、農耕地、公共施設等に被害が発生し、二次的被害では、山地の崩壊による土石流災害の発生、河川の埋没による冠水災害にもつながるため、国、道及び町は、次のとおりがけ崩れ防止の予防対策を実施するものとする。

(1) 急傾斜地崩壊(がけ崩れ)防止対策

町は、町民に対し、急傾斜地崩壊危険個所の周知に努めるとともに、町計画において必要な警戒避難体制に関する事項について定めるものとする。

危険区域の町民に対し、急傾斜地の異常（亀裂、湧水、噴水、濁り水）の報告や町民自身による防災措置（不安定な土壌、浮石等の除去、水路の清掃等）などの周知・啓発を図る。

(2) 山腹崩壊防止対策

町は、町民に対し、山腹崩壊危険地区の周知に努めるとともに、町計画において、必要な警戒避難体制に関する事項について定めるものとする。

3 土石流予防計画

町は、町民に対し、土石流危険渓流の周知に努めるとともに、町計画において、必要な警戒避難体制に関する事項について定めるものとする。

危険区域の町民に対し、河川等の異常（山鳴、水位の急激な減少、急激な濁り）の報告町民自身による防災措置（自主避難等）などの周知・啓発を図る。

第16節 積雪・寒冷対策計画

積雪・寒冷期において災害が発生した場合、他の季節に発生する災害に比べて、積雪による被害の拡大や避難場所、避難路の確保等に支障を生じることが懸念される。

このため、町及び防災関係機関は、積雪・寒冷対策を推進することにより、積雪・寒冷期における災害の軽減に努める。

1 積雪対策の推進

積雪期における災害対策は、除排雪体制の整備、雪に強いまちづくり等、総合的、長期的な雪対策の推進により確立される。

このため、町及び防災関係機関は、第4章第13節「雪害対策計画」に基づき、相互に連携協力して実効ある雪対策の確立と雪害の防止に努める。

2 交通の確保

災害発生時には、防災関係機関の行う緊急輸送等の災害応急対策の円滑な実施を図るため、道路交通の緊急確保を図ることが重要である。

このため、国、道、町の各道路管理者は、除雪体制を強化し、日常生活道路の確保を含めた面的な道路交通確保対策を推進する。

(1) 除雪体制の強化

ア 道路管理者は、一般国道、道道及び町道の整合のとれた除雪体制を強化するため、相互の緊密な連携の下に除雪計画を策定する。

イ 道路管理者は、除雪の向上を図るため、地形や積雪の状況等自然条件に適合した除雪機械の増強に努める。

(2) 積雪寒冷地に適した道路整備の促進

ア 道路管理者は、冬期交通の確保を図るための道路の整備や施設の整備を推進する。

イ 道路管理者は、雪崩等による交通障害を予防するため、雪崩防止柵等防雪施設の整備を促進する。

3 雪に強いまちづくりの推進

(1) 家屋倒壊の防止

町は、住宅の耐震性を確保し、屋根雪荷重の増大による家屋倒壊等を防止するため、建築基準法等の遵守の指導に努める。

(2) 積雪期における避難場所、避難路の確保

道、町及び防災関係機関は、積雪期における避難所、避難路の確保に努める。

4 寒冷対策の推進

(1) 被災者及び避難者対策

町は、被災者及び避難者に対する防寒用品の整備、備蓄に努める。

(2) 避難所対策

町は、避難所における暖房等の需要の増大が予想されるため、電源を要しない暖房器具、燃料のほか、積雪期を想定した資機材(長靴、防寒具、スノーダンプ、スコップ、救出用スノーボード等)の備蓄に努める。

また、電力供給が遮断された場合における暖房設備の電源確保のため、非常電源等のバックアップ設備等の整備に努める。

なお、被災地以外の地域にあるものを含め、旅館やホテル等の借り上げ等、多様な避難所の確保に努める。

(3) 避難所の運営

町は、避難の長期化等必要に応じてプライバシーの確保、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮する。

(4) 住宅対策

町は、避難者の健全な住生活の早期確保のため、応急仮設住宅の迅速な提供に努めるほか、積雪のため応急仮設住宅の早期着工が困難となる場合を想定し、公営住宅や空家等利用可能な既存住宅のあっせん等により、避難所の早期解消に努めることを基本とする。

第17節 複合災害に関する計画

道、町をはじめとする防災関係機関は、複合災害の発生可能性を認識し、備えを充実するものとする。

1 予防対策

(1) 防災関係機関は、後発災害の発生が懸念される場合には、先発災害に多くを動員し後発災害に不足が生じるなど、望ましい配分ができない可能性があることに留意し、職員の派遣体制や資機材の輸送手段等の充実や、防災関係機関相互の連携強化に努めるものとする。

(2) 防災関係機関は、地域特性に応じて発生可能性が高い複合災害を想定した図上訓練や実働訓練等の実施に努めるとともに、その結果を踏まえて職員及び資機材の投入や外部支援の要請等についての計画・マニュアル等の充実に努めるものとする。

(3) 道及び町は、複合災害時における町民の災害予防及び災害応急措置等に関する知識の普及・啓発に努める。

第18節 業務継続計画の策定

町及び事業者は、災害応急対策を中心とした業務の継続を確保するため、業務継続計画(BCP: Business Continuity Plan)の策定に努めるものとする。

1 業務継続計画(BCP)の概要

業務継続計画(BCP)とは、災害発生時に町及び事業者自身も被災し、人員、資機材、情報及びライフライン等利用できる資源に制約がある状況においても、優先度の高い業務を維持・継続するために必要な措置を事前に講じる計画として策定するものである。

り、災害に即応した要因の確保、迅速な安否確認、情報システムやデータの保護、代替施設の確保などを想定したものである。

2 業務継続計画（BCP）の策定

町は、災害応急活動及びそれ以外の行政サービスについて、継続すべき重要なものは一定のレベルを確保するとともに、すべての業務が早期に再開できるよう、災害発生時においても町の各部局の機能を維持し、被害の影響を最小限にとどめ、非常時に優先度の高い業務の維持・継続に必要な措置を講じるための業務継続計画の策定と策定した計画の継続的改善に努めるものとする。

3 庁舎等の災害対策本部機能等の確保

町は、災害対策の拠点となる庁舎及びその機能を確保するための情報通信設備や自家発電装置など、主要な機能の充実と、災害時における安全性の確保を図るとともに、物資の供給が困難な場合を想定して十分な期間に対応する食料、飲料水、暖房及び発電用燃料などの適切な備蓄、調達、輸送体制の準備を図るものとする。